

# 令和2年塩尻市議会9月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 令和2年9月16日(水) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第2号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第6号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

議案第20号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費、14目市民交流センター費を除く)、5款労働費1項労働諸費1目労政費のうちテレワーク推進事業、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第21号 令和2年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第23号 令和2年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

### ○出席委員・議員

委員長	平間	正治	君	副委員長	樋口	千代子	君
委員	永田	公由	君	委員	山口	恵子	君
委員	横沢	英一	君	委員	小澤	彰一	君
議長	丸山	寿子	君				

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

議会事務局長	小松	秀典	君	事務局次長	赤津	廣子	君
--------	----	----	---	-------	----	----	---

午前9時56分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして総務生活委員会を開会いたします。

## 議案第2号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第2号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、私からは議案第2号でございますけれども、国民健康保険事業特別会計決算認定について説明させていただきます。決算書におきましては277ページをお願いします。

塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額ですが、まず歳入合計額68億981万6,235円、歳出合計額67億3,028万3,067円、歳入歳出差引額では7,953万3,168円となりました。

続いて、決算概要を説明いたしますので、説明資料138ページをお願いいたします。では、まず概要の1つ目の白丸からですが、加入被保険者数は1万4,330人、前年度対比3.7%、557人の減で、全人口に対する加入率は21.4%、加入世帯数は8,920世帯、前年度対比1.7%、155世帯の減となりまして、全世帯に対する加入率は31.9%となっております。若年人口の減少ですとか雇用状況の改善により、被保険者数は減少傾向でございます。

2つ目の白丸です。歳入合計額は68億981万円余となりまして、前年度対比2.1%、額で1億4,839万円余の減となりました。歳入のうち国民健康保険税は、滞納繰越分の徴収額が増えたことなどによりまして前年度対比1.4%増となった一方、県支出金につきましては、医療給付費の減少に伴い前年度対比3.0%の減となっております。基金繰入金は、県に納める事業費納付金の増加などに対応するため、前年度対比90.2%増となります1億5,459万円余を繰入れております。

3つ目の白丸になります。歳出合計額ですけれども、67億3,028万円余でございます、前年度対比2.8%、額で1億9,682万円余の減となりました。歳出のうち保険給付費は、前年度対比3.2%、1億5,511万円余の減となりまして、46億1,836万円余となっております。国保税などを財源に県へ納付する国保事業費納付金は、前年度対比3.3%増、19億2,908万円余となりました。また、前年度繰越金から3,110万円を財政調整基金へ積立てを行っております。なお、平成30年度保険給付費として概算交付された県からの普通交付金の精算に伴いまして4,470万円余を県に返還しております。

4つ目の白丸、最後になりますけれども、歳入歳出差引額は7,953万円余となりまして、令和2年度に繰越しをしてございます。

続きまして、説明資料139ページ以降を御覧いただきまして、主なもののみ説明をさせていただきます。139、140ページにおきましては、歳入歳出それぞれの項目構成を金額とグラフにより掲載してございます。

次に、ページおめくりいただきまして141ページを御覧いただきますと、過去5年間の加入世帯数及び被保険者数の状況などを掲載してございます。

142ページにおきましては、国保税の調定、収納状況を平成27年度以降掲載してございます。この収納率ですけれども、令和元年度の収納率は、現年度分が前年度対比0.44ポイントアップとなりまして94.74%、滞納繰越分が10.38ポイントアップの34.03%、合計では3.53ポイントアップの83.69%となりまして、収納率につきましては年々上昇してきておる状況でございます。

次の143ページは、医療給付費の状況となります。左側の列からですけれども、一般的な医療ですとか歯科の入院外来、あと調剤などの医療給付費、次の列が柔道整復、コルセット、鍼、あんまなどの療養費、その右以降

が高額療養費等に区分してございます。令和元年度の療養給付費は39億5,168万円余となりまして、前年比3.1%減の1億2,608万円余の減となっております。なお医療給付費は概算額による決算額となっております、給付費実績を踏まえた精算は翌年度、令和2年度に行うこととなっております。

続いて、144ページを御覧いただきますと、項目7(1)におきましては、出産育児一時金及び葬祭費の状況でございます。出産育児一時金の件数は御覧のとおり減少傾向となっておりますが、対して葬祭費については若干の増加が見られる状況でございます。

同じページ(2)におきましては、人間ドック・脳ドックの補助金の給付件数となっておりますが、健康志向の高まりがございまして、年々増加傾向で推移しております。

概要の説明は以上とさせていただきますので、次に決算書歳出事項別明細を御覧いただきながら説明させていただきます。決算書292、293ページをお願いします。こちらのほうから主なものを説明させていただきます。

1款総務費からになりますが、1項1目一般管理費ですが、備考欄2つ目の白丸、国保事務諸経費の主なものにつきましては、下から数えますけども、下から9つ目の黒ポツになりますが、電算化共同処理事業委託料242万円余とその2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料189万円余、その1つ下の黒ポツですが、国保情報集約システム運用委託料226万円余は、いずれも長野県国民健康保険団体連合会への委託料となっております。

次、2目ですが、連合会負担金254万円余につきましては、長野県国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

続いて、2項1目賦課徴収費にまいりまして、備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものは、このページ下から2つ目の黒ポツですが、税情報等システム使用料476万円余は、国保税の賦課に必要なシステムの使用料として支出をしております。

続きまして、次のページおめくりいただきまして294、295ページを御覧ください。3項1目の運営協議会費18万円余は、国保運営協議会を2回開催いたしまして、国民健康保険事業の運営状況のほか国保特定健診の取組などについて協議をいただき、委員報酬等を支出したものでございます。

続きまして、2款保険給付費になります。1項療養諸費の1目2目は、入院、外来、調剤などの療養給付費となりまして、1目一般被保険者療養給付費は23万件余、額で39億4,353万円余、2目退職被保険者等療養給付費は363件、815万円余となっております。

次の3目4目ですが、柔道整復、鍼、あんまなどの療養費に区分してございます。5目は審査支払手数料という区分になってございます。療養給付費を初め医療給付費の経年推移は、説明資料にも経年推移を掲載してございますけれども、支払総額といたしましては、被保険者数の減少に伴い減少の傾向となっております。

次に、2項に移りまして高額療養費です。こちらの1目と2目におきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費です。これは受診時の自己負担額の1か月分が世帯の所得ですとかに応じた限度額を超えた場合に限度額の超過額を支給したものととなります。1目一般被保険者分が5億9,048万円余、2目退職被保険者分が277万円余となっております。なお、備考欄に内訳として記載してございますが、現物給付分につきましては、申請により交付いたします限度額適用認定証という認定証を医療機関へ提示していただくことで自己負担額は限

限度までとなりまして、限度超過額である高額療養費分は市から医療機関へ直接支払ったものとなります。これに対しまして償還分ですが、こちらは自己負担額を一旦医療機関へ全額お支払いをいただきまして、後に被保険者からの支給申請に基づき高額療養費を支給したものとなります。なお、支給申請に当たりましては、世帯主宛てにこちらから申請勧奨の通知を送ってございます。

3目と次の296、297ページにわたりますが、3目4目の高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超過した場合に限度額超過分を介護保険と医療分で案分して給付するものとなりまして、一般被保険者分は24件で57万円余、退職被保険者分は1件、11万円余となっております。

3項移送費になります。こちらは1件の給付がございまして、こちらの案件におきましては、急性骨髄性白血病の治療に関わりまして、さい帯血の輸送費用、いわゆるへその緒の中に含まれる血液ですが、さい帯血の輸送費用といたしまして、関東甲信越さい帯血バンクから松本の信大病院まで、東京から松本間ですけれども、こちらに関わる輸送費用となっております。

4項出産育児諸費と5項葬祭諸費については、決算説明書でも触れましたが、それぞれ25件、105件の給付しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、長野県から示されました市町村ごとの分賦金となります。医療給付費分、後期高齢者支援均等分、介護納付金分に分かれておりまして、納付金は県全体の医療給付費等の見込額から県や国の負担金等を控除し、残りました残額を県内市町村に案分することによって算定されております。この案分につきましては、医療給付費分は県全体の医療給付の見込額に市町村ごとの被保険者数、世帯数、あとは所得水準及び医療水準に応じて案分されております。後期高齢者支援均等分、介護納付金分は市町村ごとの被保険者数、世帯数、所得水準により案分がされております。なお市町村は、これらの納付金を、国民健康保険税を主な財源といたしまして県へ納める仕組みとなっております。具体的な金額ですが、令和元年度納付金1項医療給付費分として13億5,238万円余、2項後期高齢者支援均等分4億2,103万円余、次の298、299ページに移りますが、3項介護納付金分は1億5,565万円余といたしまして県に支出をしてございます。

次に、4款に移ります。4款保健事業費となりますが、健康づくり課のほうから説明をさせていただきます。  
**○健康づくり課長** それでは、4款保健事業費からは健康づくり課が担当となっておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。4款1項1目特定健康診査等事業費、備考欄白丸の特定健康診査等事業諸経費5,130万円余につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、生活習慣病の早期発見、予防を目的として医療保険者に義務づけとなっております特定健康診査と特定保健指導に係る経費になります。上から8つ目の黒ボツになりますが、特定健康診査委託料4,109万円余につきましては、25歳から74歳を対象に特定健康診査と特定保健指導を実施しまして、生活習慣病の発症予防、重症化予防を図ったものでございます。集団健診は健康づくり事業団に、医療機関による個別健診は塩筑医師会に委託をして実施をしておりまして、4,393人が受診をしたというものでございます。40歳から74歳の法定受診率につきましては、確定しております平成30年度におきましては45.1%と前年度より0.3%上昇しておりますが、県内市町村の平均46.9%を下回る状況になっております。一方で、特定保健指導の終了率につきましては67.7%と県内の市町村の平均58%を上回っている状況になっております。次に、一番下の黒ボツになりますが、歯科健診研究事業負担金6万7,000円につきましては、

信州大学医学部、塩尻市、塩筑医師会及び塩筑歯科医師会との連携協定に基づきまして信州大学が行います歯科疾患と全身の健康状態の関連及び歯科保健指導による生活習慣病改善効果の研究に対する負担金になっておりまして、平成26年度から継続して研究に協力をしているものでございます。

次に、2項保健事業費1目保健衛生普及費になりますが、備考欄白丸の健康増進事業諸経費491万円余のうち、上から2つ目の黒ポツ、エイズ予防教室講師謝礼18万8,000円につきましては、市教育委員会と連携をしまして、命の輝き教室として助産師等が講師となりまして感染症の正しい知識の普及などに取り組んでいるものでございます。令和元年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を受けまして開催できなかった学校もございまして、10校で延べ18回開催をしているものでございます。一番下の黒ポツになりますが、保健推進活動費補助金95万円につきましては、塩尻市ヘルスアップ委員会の地区活動に対する補助金でありまして、地区健康教室や栄養教室の開催、また、ウォーキングマップや手ぬぐい体操の普及啓発などを行いまして、地域の健康への意識向上を図ったものでございます。私からの説明は以上でございます。

○市民課長 私から同じく保健衛生普及費のうち備考欄、299ページですけれども、下から3つ目の黒ポツになります医療費通知委託料とその下のジェネリック医薬品利用差額通知委託料です。こちらは適正受診や医療費の削減を目的に市民課で取り組んでいる事業となりまして、それぞれ作成を委託した長野県国民健康保険団体連合会へ支出した委託料となります。

次に、300、301ページをお願いいたします。2目疾病予防費となります。備考欄、人間ドック等補助事業は、人間ドックの日帰りドックとして564件、1泊2日83件、脳ドックへの113件を交付いたしました。

その下に行きまして、5款基金積立金1項1目財政調整基金積立金につきましては、基金の利子と前年度決算剰余金から3,218万円余を積み立てたものとなります。なお基金残高は、決算書最終ページ、379ページに記載してございますが、3億8,997万円余となっております。

次に、302、303ページを御覧ください。7款諸支出金1項3目償還金でございます。こちらの4,470万円余は、前年度の医療給付費の精算に伴い県に交付金を償還するものとなります。歳出の説明は以上となります。

続いて、歳入につきまして説明をさせていただきたいと思っております。決算書のページ、戻っていただきまして282、283ページをお願いします。

1款ですが、国民健康保険税におきましては、収入済額が14億4,958万円余で、収納率は現年度分が前年度対比0.44ポイント増の94.74%、滞納繰越分が10.38ポイント増の34.03%、合計3.53ポイント増の83.69%となっております。

次に、284、285ページを御覧ください。3款県支出金1項1目保険給付費等交付金です。1節普通交付金と2節特別交付金に区分されております。1節普通交付金は、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費相当額が県から交付されるものとなりまして、46億349万円余が交付されております。

続きまして、2節特別交付金につきましてです。備考欄の黒ポツ1つ目ですが、保険者努力支援分。こちらは保険者の保健予防事業等への取組状況等に応じて交付されるものとなりまして3,060万円余が交付されたほか、2つ目の黒ポツ、特別調整交付金は、国の交付基準により保険者間の財政調整等の目的で交付されるものとなりまして1,939万円、3つ目の黒ポツ、県繰入2号分は、県の基準によりまして、地域の事情等による財政調整の

ために交付されるものとなりまして701万円余となっております。4つ目の黒ポツ、特定健康診査等負担金は、健診費用の国の3分の1、県の同じく3分の1、合計で1,677万円負担金の収入を受けたものとなります。

次のページにまたがりますが、5款繰入金1項1目一般会計繰入金です。こちらはそれぞれ法の規定に基づきまして一般会計から繰入れたものとなりまして、2項1目の基金繰入金は、財政調整基金から1億5,459万2,000円を繰入れたものとなります。

続きまして、288、289ページを御覧ください。7款2項雑入です。1目2目の第三者納付金ですが、こちらは被保険者が交通事故など相手方がある第三者による傷病で医療機関等を受診した際の医療費の保険者の負担分につきまして、相手方への賠償相当額の請求事務を委託した国保連合会を経由いたしまして相手方の加入する自賠責保険、任意保険などから納付を受けたものとなります。

3目4目の返納金におきましては、国民健康保険の資格喪失後に医療機関を受診した際、本人から返還を受けた保険者負担分となります。以上、国保特別会計の説明を終わります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○**副委員長** 資料の143ページでお願いしたいと思っておりますけれども、2月、3月のコロナの感染拡大が始まったときの受診控えというのがレセプトから見てどういう状況だったか、お知らせいただきたいと思っております。

○**市民課長** こちらの資料は決算資料になっておりませんので数字は載ってございませんが、受診控えによる影響におきましては、3月ぐらいからぐっと支給が減ってございまして、5月をピークに受診控えが反映されたと承知しております。6月以降は回復基調にあるということで、直近の数字を持ち合わせてございせんが、そのような状況です。

○**副委員長** 前年からどれぐらい落ちているかというのは分かりませんか。

○**市民課長** 係長のほうで資料を持っておりますので答えさせていただきます。

○**国民年金係長** まず、先ほどの今年のコロナの影響の状況でございますが、被保数も今減少しておりますが、2月まではほぼ影響がございませんが、本年5月の時点の、主に診療費といわれる医科歯科調剤につきましては、前年度対比全体で、一般と退職含めまして、件数にして約84.2%ということで、約15.8%の減。費用額、総医療費にしまして94.8%ということで、5.2%の減という形で、5月時点の数字になります。以上です。

○**副委員長** 続いて、療養給付費の中で塩尻市で多い病気、一番金額がかかっている上位3というとなりにありますか。

○**健康づくり課長** 今具体的な数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○**副委員長** もう1点だけ、それをお聞きしてからですが、他市におきますと、糖尿病から人工透析の患者が多くなっているということで、人工透析に係る費用がずいぶん伸びているということで、そこを重視して予防活動をしていかなければいけないということを聞いておりますが、先ほど保健指導終了者のパーセントも上がっているということですが、本市が多い病気と糖尿病と、本市が特に力を入れている取組についてお聞きしたいと思います。

○**健康づくり課長** 本市では、糖尿病から人工透析に移行しない予防策ということで取り組んでおりますけれども、詳細につきましては係長からお答えさせていただきます。

○**保健予防係長** 健康づくり課の保健師、栄養士で、特定健診の結果から糖の値、ヘモグロビンA1cが6.5以上の方に対して糖尿病重症化予防ということで面談、訪問等で保健指導を実施しております。それから特定健診の結果相談会でヘモグロビンA1cが6.5以上、それから血糖値が126以上、両方該当する方には微量アルブミン尿検査というものも実施して、まだ受診していない方には医療受診も勧めているというところがございます。以上になります。

○**副委員長** ありがとうございました。

○**委員長** ほかに。

○**山口恵子委員** 資料141ページのところの介護保険者の状況で、特に2号保険者に対して介護サービスの30%分を負担しているということですが、2号保険者の中で介護保険サービスを利用している方の傾向、増減があるのか、平均しているのか、病名は多分特定された人に介護保険サービスが利用されるのですけれど、その状況と傾向についてお聞きします。

○**市民課長** 介護納付金分におきましては、実際介護給付費については介護保険特別会計のほうから支給しておりますので、私どもの介護に関わる分におきましては、長野県で県全体として第2号被保険者の必要となる保険料が算定されます。その中から先ほど申し上げましたけれども、被保険者数ですとか所得の状況によりまして割り振りをされてくる状況なものですから、私どもの納付金そのまま介護給付費が幾らというところには直結はしない仕組みにはなっております。ただし、状況といたしましては、給付費につきましては被保険者数の減に伴いまして減少は続いてはくるのですが、介護納付金と質問とは関係ございませんけれど、後期高齢者支援均等分におきましては、高齢化、あと介護給付費のサービス費の増額に基づいて増えているといった状況ではございません。状況のお話になってしまいますけれども、そのような状況です。

○**山口恵子委員** 特定健診のほうとも関係あるのですけれど、特に若い世代の方の健診受診率が低いことと、その後の健康状態がとても懸念されているわけで、介護にならないような対策が必要になってくるので、それで状況をお聞きできればと思ったのですけれど、健康づくり課のほうとしては、特に若い世代の方への対応をどのようにされているのかお聞きします。

○**健康づくり課長** 本来、特定健診につきましては40歳以上というようなことで義務づけられているわけでありまして、本市では市独自として25歳から39歳までの方を対象に特定健診を実施しております。実際の受診率は25歳から29歳で14.5%であったりとか、30歳から39歳までで16.5%というようなことで、受診率はそんなに高くはない実態がございますが、基本的には受診勧奨としては、どうしても40歳以降の義務づけになっている部分の受診勧奨が主となってまいりますので、現在3歳児健診とかの項目に両親の健診受診の有無を入れていただくような形を取りまして、その中で保健師が面談をする際に受診をしていただくような声がけをしなごらの取組をしているところでございます。

○**委員長** よろしいですか。ほかにございますか。

○**小澤彰一委員** 決算書の299ページ、ジェネリックについて今までも質問あったと思いますけれど、実際には診察券のところへ表示するようになっておりますけれども、薬剤師だとかあるいは医療機関のほうで、これのメリットというのは、仕組みとしてどのようにあるのでしょうか。

○市民課長 ジェネリック医薬品の医療機関としてのメリットということによろしいでしょうか。こちらにつきましては、やはりジェネリック医薬品においては、まずは給付費の削減というところが一番の目的にはなってくると思いますので、薬剤の単価が落ちた分においては、診療報酬はその分下がるところはございます。金銭的な面から見れば、医療機関においてはメリットとしては表れないというところはございますので、社会全体の医療給付費の抑制というところで、この目的は作られているというふうに承知しております。

○小澤彰一委員 国保全体の会計を低く抑えるために、わずかかもしれないけれども、できる限りジェネリックは利用したほうがいいのだけれど、薬剤師としては、勧めた場合、デメリットのほうが大きいわけですか。

○市民課長 メリット、デメリットの観点ではございますが、ジェネリック医薬品は後発とはいえども構成物質においては同じものでございますので、医療行為に当たっては何ら差異はないというふうに承知はしてございます。ですので、医療機関でジェネリックを勧める際には、医者のお考えの中で、例えば薬品を包んでいる糖衣の部分ですとか、そういったところの構成物質が違うというところでジェネリックを勧めないという医者もあつたりしますが、これは少し質問とはかけ離れてきますが、結果的にはメリットとして見た場合には、これと違ってないというふうには考えられます。

○小澤彰一委員 薬局の窓口で、この薬品については後発医薬品もありますけれども勧められるのは、薬剤師の善意だということになるわけですか。

○市民課長 薬剤師が勧められるものにおきましては、まずは処方箋の中で、処方する医師のほうでジェネリック医薬品の使用が可能かどうかということをお判断いただいた処方箋を持って薬剤師のほうへ行きます。その中で、当然被保険者が費用を抑えられるという部分でお願いをしますといったときに、薬剤師はそれに沿ってジェネリック医薬品を使用するということですから、あくまでも被保険者の意思によってジェネリックが処方されるという仕組みでございます。

○山口恵子委員 297 ページでも説明があつたかと思うのですが、いろいろな支援金ですとか給付金などの算定基準の1つに医療水準に応じたものがあるという説明をいただきました。それで県内の中で、この地域が医療水準ではどのレベルになっているのか、それが給付金なり支援金なりに金額としてどのくらいの影響が出てきているのか、分かればお聞きしたいと思います。

○市民課長 まず、医療費水準におきましては、平成28年から30年度の医療費指数の状況でございますけれども、全県、全市町村分8位という状況で、高い水準となっております。金額にどこまでという直接的な数字は持ち合わせてございませんけれども、全県の平均を0.94とした場合、塩尻市は0.98ということで、若干県内の中では高い位置に属するといった状況でございます。

○委員長 いいですか。ほかには。

○健康づくり課長 先ほどの樋口委員からの御質問がございました疾患別の医療費の割合ということでございますが、令和元年度の医療費全体で見ますと、一番医療費の病名で占めているのががんということで、25.4%となっております。その次、精神また骨・骨格というようなものが続いております。高血圧であつたりとか糖尿病、脂質異常等の生活習慣病の基礎疾患が合わせまして21.1%となっております。そしてこの生活習慣病が重症化をいたしました透析であつたり脳梗塞、狭心症、脳出血等の重症化をした疾患の合計が19.7%というような状況になつ

ております。あと、200万円以上の高額な医療費の中では、心疾患が29.2%ということで高い割合になっております。その中でも塩尻市の傾向としては、心房細動がそのうちの64.3%ということで、高い割合になっているというのが1つの特徴でございます。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、これより自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第6号 令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第6号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第6号後期高齢者医療事業特別会計決算認定について説明いたします。決算書におきましては、359ページをお願いします。

塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算額ですが、歳入合計額8億268万2,715円、歳出合計額7億8,050万7,495円、歳入歳出差引額では2,217万5,220円となりました。

続きまして、概要を説明させていただきますので、説明資料159ページを御覧ください。後期高齢者医療制度は長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課、保健事業など、制度の全般を担っております。市町村は被保険者からの各種申請の受付、被保険者証等の引渡し、広報、相談業務などを行っておりまして、保険料の徴収したものににつきましては、納付金として広域連合へ納付をしております。

説明資料になりますが、一番上の白丸から御説明させていただきます。被保険者数は1万55人で、前年度対比で1.9%、190人の増となりました。高齢化が進み国保の被保険者が減少する一方、後期高齢者の被保険者数は年々増えている状況です。

2つ目の白丸、歳入合計額は8億268万円余で、前年度対比3.9%、3,012万円余の増となりました。このうち後期高齢者医療保険料は前年度対比5.8%増の6億3,575万円余で、歳入全体の79.2%を占めています。

3つ目の白丸、歳出合計額ですが、7億8,050万円余で、前年度対比4.0%、2,995万円余の増となりました。このうち保険料などの広域連合納付金は、前年度対比4.3%増、7億7,080万円余となり、歳出全体の98.8%を占めています。

最後の白丸、歳入歳出差引額の2,217万円余は出納整理期間中に収入した保険料となりまして、これを翌年度会計に繰越し、翌年度の納付金として広域連合へ納付する会計処理を行っているものとなります。

次に、決算書の歳出事項別明細を説明させていただきます。決算書368、369ページをお願いします。1款1項総務管理費1目一般管理費です。備考欄にありますように、嘱託員の人件費などと広域連合へ派遣した職員の特別旅費等の事務諸経費となります。

2項1目徴収費は、備考欄にありますように、システム使用料などの保険料徴収に関わる事務諸経費となります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項1目広域連合納付金は、徴収した保険料及び延滞金の総額6億3,566万円余と、保険料軽減分として一般会計から繰入れた保険基盤安定納付金1億3,514万円余を広域連合へ納付したものととなります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。決算書、戻っていただきまして364、365ページをお願いします。1款後期高齢者医療保険料は収入済額6億3,575万円余で、収納率は現年度分が前年度対比0.01ポイント増の99.76%、滞納繰越分が10.25ポイント増の63.62%、合計では0.10ポイント増の99.59%となりました。

3款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費に対する1目事務費繰入金921万円余と2目保険料軽減分の保険基盤安定繰入金1億3,514万円余でございます。なお、保険基盤安定繰入金は同額を広域連合へ納付しております。後期高齢者医療特別会計の説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○**委員長** それでは、委員の皆さんから質問ございますか。

○**永田公由委員** できれば後期高齢者とそれから国保の関係で、保険料の段階があるじゃないですか。所得に応じて幾らというふうに決まってくるわけですよね。その表を資料として出してもらえたらありがたいのだけど。出せるよね。

○**市民課長** 保険料におきましては、それぞれ応能応益割と申しまして、所得、あとは被保険者数に応じたもの、世帯数に応じたものということで国保後期が決まってくるのですが、介護保険などですと段階ごとにあるのですが、国保後期においては、それぞれの所得ですとかによって段階ではないものですから、今後どのような資料でお示しをすればよろしいでしょうか。

○**永田公由委員** 例えば最高が幾らで普通が幾らで、免除される人もいるわけですよね。そういったものの何か書いたものがあれば、分かればいいのだけど。

○**市民課長** 今日この段階ではその資料を持ち合わせてございませんので、来年度以降に資料を整備していきたいと。

○**委員長** 来年度までか。ちょっと探してもらって。

○**市民課長** 承知しました。

○**永田公由委員** 大体分かるように、平均でいい。

○**市民課長** 承知しました。それに当たるものを御用意いたします。

○**委員長** いいですか。お願いします。ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第6号令和元年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。次に進ませていただきます。

---

### 議案第10号 塩尻市税条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第10号塩尻市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○税務課長 それでは、議案第10号塩尻市税条例の一部を改正する条例についてをお願いいたします。詳細につきましては、議案関係資料7ページからの説明とさせていただきます。

まず1の提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正を行うものでございます。

2の概要ですが、1つ目といたしましては、寄附金税額控除についてでございますが、市民税所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に中止、延期または規模の縮小となった文化芸術またはスポーツに関する行事で、文部科学大臣の指定を受けたものについての入場料等の払い戻しを放棄した場合、20万円までを限度としてその放棄した金額を個人の市民税の寄附金税額控除の対象とするものでございます。具体的には、1万円のチケット代の払い戻しを放棄し寄附金税額控除を受けようとしみますと、所得税では3,200円、市民税480円、県民税320円、合計4,000円が減額されることとなります。なお、令和2年9月11日現在、全国で1,010件、県内では9件のイベントが指定を受け、文化庁のホームページで公開されております。

2つ目としては、住宅ローン減税についてでございますが、こちらも市民税所得割の納税義務者が取得等した住宅で、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年12月31日までに入居できない場合は、住宅ローン減税の対象となる期間を1年延ばし、令和16年度まで延長するものでございます。こちらも具体的には、現在の住宅ローン減税というのは、本来ですと令和3年12月31日までの入居を対象に、期間は10年間、令和3年中に入居しますと令和4年度からの適用となりますので、令和13年度までが対象となっております。しかしながら、昨年10月に消費税率の引き上げがございましたが、令和元年度の税制改正により、需要の平準化対策の一環として、消費税10%の適用を受け令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した場合に限っては期間を3年間延長し13年間、令和2年中の入居ですと令和3年度からの適用となりますので令和15年度まで延長する特例措置が設けられております。さらにここに来まして、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、令和2年12月31日までに入居することができない場合に限って1年延長し、令和3年中の入居ですと令和4年度からの適用となり、そこから13年間ということで令和16年度までとするものとなります。

4の条例の施行等ですが、令和3年1月1日から施行するものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、8ページをお願いいたします。8ページの第10条から23条につきましては、引用する地方税法の条の変更に伴い読替えるものでございます。

9ページ第28条では、新型コロナウイルス感染症等に関わる寄附金税額控除の特例に関するもので、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項で規定された令和2年2月1日から令和3年1月31日の間に中止等となった行事の入場料等の払い戻しの請求を放棄した場合には、放棄した金額を個人の市民税の寄附金税額控除を適用するものを追加したというものでございます。

次の第29条では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関するもので、新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定により、本来は令和2年12月31日までに入居することで住宅ローン減税が令和15年度までの13年間適用されるというものを新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに入居することができない場合にその期間を1年間延長し、令和3年12月31日までに入居した場合、住宅ローン減税の適用期間を16年度までの13年間とするものを追加したものでございます。私からの説明は以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ございますか。

○**永田公由委員** 例えば1の行事の入場料等の払い戻しを請求する権利を放棄した場合とあるのだけど、これはどういう形で証明するわけですか。

○**税務課長** 具体的な流れとしましては、まず事業者が文化庁等へ申請をして、それで指定を受けます。それを受けて今度御本人が直接その事業者に対して申請をしていただいて、確かに放棄しましたという証明を頂いて、それをもって申告をしていただくということになります。

○**永田公由委員** そうすると、別に払い戻しをしないということではないのだね。あくまでも買った人が入場券の払い戻しを請求しないで、こういうときだからいいですよといった場合に適用されると、そういう意味ですね。

○**税務課長** それで本人が放棄してそのままでもいいですし、税額控除を受けようということで申請をして、証明をもらって税額控除を受けていただくということができるということです。

○**永田公由委員** これは、いくら文科省の指定を受けた行事であっても払い戻しは拒否できないということだね。

○**税務課長** できません。

○**永田公由委員** その下の住宅ローンの減税措置とあるのだけれど、これは消費税が10%に適用になっているのだけど、2%減税するという意味ですか。

○**税務課長** 8%から10%に2%上がった人を対象にしていまして、それが去年の10月から今年の12月までに入居した人に限って、その間ですと消費税が上がっておりまして、住宅の需要が落ち込むことが考えられたという事の中で、期間を13年間と3年間延ばしたということでもあります。

○**永田公由委員** それは分かるのだけれど、その減税額は何パーセントですか。住宅ローンの減税措置の対象となっているわけでしょ。2%ですか。

○**税務課長** 1%です。

○永田公由委員 それと、新型コロナウイルス感染症の影響により入居できないとあるのだけれど、これは具体的にはどういう例を指すわけですか。

○税務課長 これはあくまでも工事ができないということで、例えば自分の具合が悪くて入居できなかったというのは駄目です。あくまでも工事が遅れてしまったということで入居できない場合のみ対象となります。

○永田公由委員 了解しました。

○委員長 ほかにはよろしいですか。

それでは、自由討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 10 号塩尻市税条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 10 号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで休憩を取ります。10 分間休憩といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

---

再開 午前 11 時 10 分

○委員長 休憩を解いて再開いたします。

---

**議案第 20 号 令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）中 歳入全般、歳出 2 款総務費（1 項総務管理費 14 目市民交流センター費を除く）、5 款労働費 1 項労働諸費 1 目労政費のうちテレワーク推進事業、9 款消防費、第 2 条債務負担行為補正、第 3 条地方債補正**

○委員長 次に、議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 6 号）を審査いたします。慣例によりまして歳出から説明していただきますのでよろしくお願いいたします。なお、あらかじめ申し上げておきますが、歳出 22 ページまでとそれ以後とに分けて審査を行いますのでよろしくお願いいたします。それでは、説明をお願いします。

○総務人事課長 それでは、資料 21、22 ページをお開きください。まず歳出からでございますが、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。説明欄の白丸、人事事務諸経費の黒ポツ、消耗品費 170 万 5,000 円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、マスク 2 万枚、手指消毒用消毒液 200 本、詰替用消毒液 40 リットル、机等の施設の消毒用除菌剤 200 リットルを購入するために増額補正をお願いするものでございます。

次の白丸、平和記念事業 72 万円の減につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、広島平和教育研修、平和記念の集いを中止させていただいたことに伴う補正減となっております。私からは

以上です。

○**秘書広報担当課長** 続いて、2目秘書広報費の説明欄白丸、広報広聴活動事業84万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、広報しおじりを活用し情報発信を行うため、ページの増加や折り込みチラシを作成することに伴う印刷製本費の増額補正をお願いするものでございます。私からは以上です。

○**財政課長** 次の4目財政管理費の白丸、市民公募債発行事業297万円の減額でございますけれども、総合体育館の建設に合わせまして市民公募債を発行し、市民の皆様にご参加をいただくという中で、施設への愛着を深めさせていただきたいという思いで当初予算に計上したものでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして個人所得の減ですとか金利の低下などの影響が出ているというところで、金融機関と調整を重ねる中で、このタイミングでの公募債の発行は見送るということといたしましたので、御了承いただきたいと思います。

次の5目財産管理費の白丸、基金積立金3億6,000万円の増額につきましては、地方財政法の規定によりまして、前年度決算剰余金のうち2分の1以上の額を積み立てるものでございます。私からは以上でございます。

○**地方創生推進課長** 続きまして、6目企画費、説明欄一番上の白丸、シティプロモーション事業になります。3つ共、ふるさと寄附の返礼品の増額に伴うものでございます。歳入のほうで後ほど説明ありますが、現在、当初予算でふるさと寄附の総額を5,000万円と計上してありますが、これを3億円に増額させていただきたいものでございます。それに伴いまして、寄附返礼品、ふるさと寄附業務委託、ポータルサイト特設案内使用料がそれぞれ増額になるものでございます。8月末現在のふるさと寄附の状況でございますが、586件、寄附額9,132万円余となっております。

続きまして白丸、官民連携推進事業でございますが、ここの説明3つにつきまして資料を配付したいのですが、よろしいでしょうか。

○**委員長** お願いします。

○**地方創生推進課長** それでは白丸、官民連携推進事業を説明させていただきます。一番上の黒ポツ、ダイニングアウト推進事業負担金1,500万円でございます。配付させていただきました一番上の資料、左上に方法論と書いてございますが、今回ダイニングアウト、奈良井の空き家プロジェクトに伴いまして、オープニングに合わせてブランディングのイベントを行うものでございますが、単なるイベントの開催だけではなく、どういうものがダイニングアウトかという説明をさせていただきます。配付させていただきました資料の方法論のところですが、①地域資産をB級ではなくプレミアムに顕在化させる。②超一流の人と接触をしてもらって、その空気に触れてもらう。③目の肥えた第三者の評価を活用する。メディア、ブランド、観光客。これによって、地元が知らない地元の価値を提示していこうということで、地元の人が地元のよさに気づき地元をプライドを持つということで、それを実際に事業として、下段になりますけれども、一番上のイベントはダイニングアウトのイベントではございますが、それに連動して、右側、まずプロダクトというものを取り組んでまいります。日本の地域の地場産業や伝統工芸に新たなデザインを加え再価値化するというので、具体的に申しますと、本市の場合ですとここにワインとか木曾漆器、あと食材が入ってまいります。今度左側の連動といたしまして、メディアの活用ということで、今までダイニングアウト、全国で17か所行われてきておりますが、今までのメディアとして出されている

のがそこに列記してあるところでございます。このようなものの活用を事前に行っていくということで、裏面にいかせていただきまして、独自のアプローチとしてはそのようなものをイメージしております。ただ、今度下段のほうですけれども、制作のプロセス。全体のダイニングアウトの流れとしては、左側からリサーチ、地域資源の洗い出しとテーマの選定ということ。それから、チームビルディングでテーマを具現化する才能を集結。ここでクリエイターとか料理人と書いてございますが、こちら首都圏などから連れてきて、ここのリサーチとチームビルディングのところを今年度、既に取りかかりたいと考えております。右にいきまして、新たな観光資源の創出。これがダイニングアウトのイベントであります。工事の竣工が来年の春以降になっておりまして、ダイニングアウトのイベント自体をオープニング前からやるのか、オープニングにやるのか、現在検討中ではあります。今のところ、春先から夏にかけてを予定しております。そのイベントが終わった後もレポートということで、全国へ戦略的に発信していく、この4つのプロセスを合わせたものがダイニングアウトということでございますが、全体で6,000万円の事業でございます。行政も含めて地元の負担が2,000万円といわれておりまして、今年度、この取りかかりの準備の部分で1,000万円を、まず計上させていただくものでございます。残りの500万円でございますが、先ほど資料のところ、ローカルパートナーということで、地元でも担当としていろいろ調整をするものが必要でございます。地元側のコーディネーターとして人件費と準備費用等で500万円でございます。合わせて1,500万円でございますが、今のところ、塩尻市観光協会へ負担金として支出を考えてございます。

次の黒ポツ、塩尻型Ma a S構築事業負担金でございます。こちらは本会議でも答弁をさせていただきましたが、塩尻型Ma a S構築事業、本年1月に締結したアイサンテクノロジーとの包括連携協定に基づく自動運転実証実験を発展させ、AI活用型オンデマンドバスと自動運転を組み合わせた新たな地域交通体系を構築することを目指しているものでございます。今配りました資料の2枚目になります。両面ございますが、まず最初のほうは、令和2年度Ma a S自動運転実証実験概要を見ていただきたいと思います。右側に階層の表がございます。赤・緑・青になっておりますが、今回の事業は全部で9,000万円の事業になってございます。一番下の青色、2,000万円は当初予算で、産業政策課で盛っておりますが、地方創生推進交付金を活用したもので、こちらは自動運転バスの運行になります。具体的に右の地図で言いますと、青いところになります。塩尻駅から体育館のところを周回するところを予定しておりますが、自動運転バス1台ということで、こちらの自動運転に係るものが当初産業政策課で盛ってあるものでございます。その上、経産省から振興公社に直接行くものでございますが、これは経産省の委託事業を振興公社が受けます。これが3,500万円でございます。これは既に採択になっております。この中でオンデマンドバス、自動運転となっておりますが、自動運転は先ほどのバスのものとは違まして、別ルートでJapan Taxiを3台使ったもの、左側の図でいきますと一番右側に緑色で自動運転、Japan Taxi 3台と書いてありますが、赤色で示してありますけれども、ここを自動運転で走行するもの。それから、オンデマンドバスは高出地区と桔梗ヶ原地区、緑色の点線で囲ってありますが、ここのところをオンデマンドで行うというものです。ただし、経産省の委託事業はあくまでも実施に関わる部分でございまして、実はオンデマンドバス、自動運転共に、その準備段階というか事前にもやっておくものがございます。その上になりますけれども、それが今回の9月補正、地方創生臨時交付金3,500万円ということで上げさせてもらっているものでございます。内容といたしましては、オンデマンドバスの実証実験の環境整備、アプリの開発、次年度の実

験用車両の購入。自動運転、Japan Taxiの運行になりますけれども、これにも準備、環境、構築等が必要になってまいりますので、このところを今回3,500万円の臨時交付金を活用して計上させていただくものでございます。裏面にいきまして全体像になります。今回、財源的には国のものを全て活用させていただきますが、全て振興公社を通します。行う事業としては2つ、自動運転の実証事業、オンデマンドバスになります。そこに参画企業が既にこれだけ表明して、いろいろなことを取り組んでまいります。オンデマンドバスは実走に近い形で次期地域交通をどういう形でやっていったらいいかということをやっておりますし、自動運転はどちらかという、まだ国の動向も合わせて本当に実証レベルのものではありますが、これによって全国から企業が参集するような動向がありますので、この辺の動向をしっかりと本市でつかまえるようなものとしていきたいと考えております。

続きまして、3つ目の黒ポツ、工事等負担金でございます。こちらは奈良井プロジェクトで、森林公社で改築する杉の森の改修でございますが、これまで地元説明会等を重ねる中で、地元要望として、酒蔵の復活ができないかという要望がございました。そもそも我々も酒蔵が何とか復活できないかということでいろいろ折衝をして、全国いろいろ酒蔵を運営する事業者を当たっていたところ、やってもいいという企業が出てまいりました。ですので、ここでレストラン部分と温浴部分を若干改築いたしまして、酒蔵を整備していきたいと考えてございます。ただ、8,000万円全てではなく、実は今回改修に当たりまして、耐震補強が必要であったということが判明いたしましたのでその部分と、同じく、新生活様式に合わせるという形で、レストラン部分を個室対応できるようなものを造作していきたいということで考えておりますので、合わせて8,000万円を計上させていただくものでございます。参考までに、竹中工務店、それからファンドのほうも全て増額するような形になりまして、数字を細かく言えなくていけないのですが、全体7.5億円ほどのプロジェクトとなっております。配付させていただきました3枚目の資料に当初予算一覧が書いてございますが、いろいろ複雑ではありますが、今説明したところは左側、塩尻市から森林公社へ負担金を入れまして、既に当初予算でやってあります2.3億円が地方創生拠点整備交付金、それから今回、臨時交付金を活用いたしまして8,000万円入れさせていただきまして、合計で3.1億円。それが杉の森のレストランと温浴と酒蔵の改修に係るというものでございます。

説明は一旦以上ですが、次の白丸、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業になります。黒ポツ、新規ビジネスモデルチャレンジ支援事業補助金でございます。市内の中小事業者が新型コロナウイルス感染症の影響によって、社会情勢の変化の中で事業を持続していくために、新たなビジネスモデルの構築に取り組む事業者に対する補助金になってございます。交付対象となる事業は、事業者がほかの事業者と連携して提案する内容のものに対して補助するものでありまして、既存事業の拡大や新規事業の創出等に新たなビジネスモデルの構築を図ったものに対して補助するもので、1件150万円を限度として、今年度は一応5件を想定しております。対象経費といましては備品等がありますが、10万円以上のものについては10分の9の補助、それ以外のもの、知的財産権の登録に関する経費やマーケティングに要する経費、技術的指導の受入れ経費につきましては10分の10補助していくものでございます。

その下の黒ポツ、環境整備負担金でございますが、こちらはスナバのキッチンを営業許可の可能なものに改修するものでございます。昨日も説明させていただきましたが、コロナ禍において、特に飲食業が新規ビジネスの

構築として、営業許可が取れるキッチンに改修するという事で事業の継続や新規事業へつなげるものでございます。また、実はコロナ禍前においても、スナバのコミュニティ促進のためにこれを作ったのですが、スナバのメンバーの中でも軽食ビジネス等やっていきたいという中で、今のままですと、ここで作ったものはお金が取れない状況でありますので、ここで作ったものが商売になり得るような形になるということで、営業許可が取れるキッチンに改修するものでございます。具体的には、シンクを二層シンクに取り替え、蛇口を追加したり、キッチン内に手洗い場を新設、それから油分の分離槽を外部に設置するものでございます。私からは以上です。

**○情報政策課長** それでは、おめくりいただきまして 23 ページ、7 目情報開発費、白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業について説明させていただきます。こちらにつきましては、総務省の公衆無線 LAN 環境整備支援事業に現在申請の手続を行っているところでございますけれども、その手続が完了すると同時に工事を始めるような形として、with/after コロナの提案に基づきまして、地区の公民館や公民館の分館に対して公衆無線 LAN という形でインターネットの Wi-Fi の設備をするものとなっております。なお、総務省の公衆無線 LAN 整備事業自体が避難所等に設置するという条件がありまして、その関係で市で避難所施設と指定してあるものについて設置を行うものとなっております。私からは以上です。

**○地域振興課長** 次の 8 目地域づくり振興費をお願いします。説明欄の白丸、行政連絡諸経費ですが、普通旅費を 18 万円減額するものであります。新型コロナウイルス感染症防止のため、区長会研修視察中止によります随行職員の旅費を減額するものであります。

次の 9 目支所費をお願いします。説明欄の白丸、洗馬支所管理運営費、営繕修繕料 64 万 2,000 円の増であります。こちら洗馬支所の灯油タンク及び配管の一部に劣化が見られまして、灯油タンクの取替えと配管の改修を行うものでございます。以上です。

**○危機管理課長** 次の 13 目防災防犯費をお願いいたします。説明欄の最初の白丸、防災防犯諸経費 1,000 万円につきましては、避難所での新型コロナウイルス感染症防止のためのパーティション、段ボールベッド、マット等、約 500 人分を購入するものでございます。

次の白丸、防災施設・設備等整備事業 1,799 万円余のうち、最初の黒ポツ、防災行政無線設備点検業務委託料 103 万 3,000 円につきましては、デジタル移動系防災行政無線が平成 27 年の開局から 5 年が経過いたしまして、電波法の規定によりまして信越総合通信局の定期検査を受検することになっております。その点検業務の委託料でございます。受検対象となる施設がその年度に決定されることから、今回の補正予算でお願いするものでございます。次の黒ポツ、戸別受信機設置費補助金 1,696 万 5,000 円の増額につきましては、檜川地区の同報系防災行政無線のデジタル化更新工事が完了いたしまして、今まで各世帯の屋内に取り付けてありました戸別受信機が使用できなくなったことに伴いまして、新たなデジタルに対応いたしました戸別受信機の設置希望が 435 件出されたことによりまして、その補助金の増額をお願いするものでございます。なお、補助率につきましては 2 分の 1 以内で、補助限度額につきましては 1 台 39,000 円となっております。私からは以上です。

**○市民課長** 私からは 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費について説明いたします。24 ページの白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費の黒ポツ、戸籍システム改修委託料 492 万 8000 円及び住基システム改修委託料 394 万 9,000 円の増額は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、現在は国外転出した場合は利用できなくなるマイナンバーカードにつ

きまして、国外転出後も継続利用が可能となることに関わる改修費となります。具体的には、住基システムと本籍地の戸籍システムの連携をさせまして、戸籍の附票へ生年月日、性別、住民票コードを追加することによりまして、国外転出後のマイナンバーカードの利用に当たり、本籍地の戸籍の附票を基にしました個人認証を行う仕組みを構築するものとなります。なお、この改修費につきましては、国の社会保障番号制度システム整備費補助金によりまして、補助率10分の10による補助金交付が予定されております。私からは以上です。

○**地方創生推進課長** それでは、2ページおめくりいただきまして、27、28ページをお願いいたします。真ん中、5款1項労働諸費1目労政費でございます。右側の説明欄2つ目の白丸、テレワーク推進事業、黒ポツ、RPA推進事業負担金でございます。こちらの負担金でございますが、これも本議会でいろいろ答弁しているとおり、本市役所において、今後多くの業務にRPA導入を図ってまいります。その業務の一部の受け皿として塩尻市振興公社が運営するKADOにおいて、市内の子育て世代を中心としたワーカーの人たちにRPA導入の知識と技術を身につけていただいて、これをサポートする仕組みを構築するように考えております。人材育成や試験的なRPA開発に取り組むものでございます。今後、市役所のRPA推進チームとKADOの連携体制によって、具体的な市役所の業務等、RPA導入を検討していきますし、KADO側としてはワーカーのスキルの向上、RPA等専門知識、技量等習得、ワーカーのチームリードの体制強化を行うことで、市役所の業務効率化に向けてこの事業を進めていくものでございます。具体的には、ワーカーに対する研修費、市役所RPAを推進するための作業要領の標準化、標準化に基づく業務RPA化などのものを想定しております。こちらは塩尻市振興公社に負担金として支払いますが、これらのものを塩尻市振興公社が民間に業務を出すつもりでおります。想定している事業者としては、法人向けにRPAの導入支援とかテレワークの導入支援ができていた企業であり、さらに、自治体において新たな就労の創出と女性活躍の支援、自治体のDXを既に実施している者を想定しております。私からは以上です。

○**危機管理課長** ページ飛びまして、31、32ページをお願いいたします。一番下の欄でございますが、9款消防費1項2目非常備消防費をお願いいたします。説明欄の白丸、消防団諸経費81万円の減額のうち、最初の黒ポツ、被服費48万4,000円の増額につきましては、消防団の各部に配備する防火服20着の購入費用であります。これにつきましては消防団員の安全の確保、消防力の強化を図るものであります。これにつきましては消防基金の消防団員公務災害防止活動援助事業助成金で補助申請が採択されましたので、今回補正をお願いするものでございます。次の黒ポツ、大会出動交付金129万4,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、松本消防協会ポンプ操法ラップ吹奏大会が中止になったことから、訓練交付金を減額するものでございます。

次の3目消防施設費の白丸、消防施設整備費1,845万円の増額のうち、最初の黒ポツ、消防施設等整備工事1,637万9,000円の増額につきましては、片丘地籍でございますが、老朽化した防火貯水槽を更新するものであります。財源としまして、緊急防災減災事業債を充てるものでございます。次の黒ポツ、消火栓新設改良負担金207万1,000円の増額につきましては、老朽化した消火栓の更新工事を行う負担金でございます。以上でございます。

○**財政課長** 続きまして、歳入につきまして御説明申し上げますので、お戻りいただき、11、12ページをお願いいたします。10款地方特例交付金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2億2,632万

2,000 円の減額でございますけれども、国の一次補正の段階では歳入科目の指定がなかったということから、地方特例交付金に計上したところでございます。ただし、国の二次補正では事業継続や雇用維持、また、新しい生活様式というところで、それぞれに交付限度額が示されまして、国への実施計画の提出に当たりまして、それぞれの事業に交付金を充当する必要があるということから、15 款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金から 8 目教育費国庫補助金に、国からの臨時交付金一次分、二次分のうち、8 億 6,550 万円余をそれぞれの科目に振り分けて計上し直すものでございます。

次に 11 款地方交付税の普通交付税 5,066 万 5,000 円の増額につきましては交付決定に基づくものでございます。

次に 15 款 2 項 1 目 1 節総務管理費補助金の 1 つ目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 887 万 7,000 円の増額につきましては、歳出で説明のありました戸籍及び住民記録システムの改修に伴う国 10 分の 10 の補助でございます。その下の公衆無線 LAN 環境整備支援事業補助金 385 万円の増額につきましては、歳出で説明のありました公民館等への Wi-Fi 環境の整備に伴う国 2 分の 1 の補助金でございます。

次の 2 目 2 節児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 950 万円の増額につきましては、公立及び民間保育所における感染症拡大防止対策に伴う国 10 分の 10 の補助でございます。

次の 3 節母子福祉費補助金の高等職業訓練補助金 250 万 7,000 円の増額につきましては、母子家庭の母、また父子家庭の父などが看護師ですとか介護福祉士等、資格取得のために 1 年以上養成機関で就業する場合に支給されます高等職業訓練修了支援給付金の支給に伴う国 4 分の 3 の補助でございます。

おめくりいただきまして、13、14 ページをお願いいたします。5 目 1 節農業費補助金及び次の 6 目 1 節商工費補助金の地方創生推進交付金の減額につきましては、長野県との連携による長野ワイン品質地域ブランド向上支援事業が不採択となったものによるものでございます。

次の 7 目 1 節道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金 2,140 万円の減額につきましては、道路施設長寿命化改修事業に係る内示結果に基づくものでございます。

次の 8 目 1 節小学校費補助金及び次の 2 節中学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金の増額につきましては、家庭に Wi-Fi 環境がない児童生徒への貸出し用のモバイル通信端末を整備することなどに伴う国 10 分の 10 の補助でございます。その下、学校保健特別対策事業費補助金の増額につきましては、学校内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に要する経費について、学校規模に応じまして交付される国の補助金でございます。

1 つ飛びまして、4 節社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 236 万 4,000 円の減額につきましては、奈良井地区内における対象事業の内容の変更に伴うものでございます。

おめくりいただきまして、15、16 ページをお願いいたします。16 款 2 目 3 節児童福祉費補助金及び次の 3 目 1 節保健衛生費補助金の元気づくり支援金の増額につきましては、それぞれ交付決定に伴うものでございます。

次の 7 目 3 節社会教育費補助金の文化財保護事業補助金 10 万 9,000 円の減額につきましては、先ほどの国庫支出金同様の内容でございます。

次の 9 目 1 節商工費補助金の県産材公共サイン整備事業補助金 112 万円の増額につきましては、高ボッチ高原における県産材を活用した案内板等の整備に伴う県 4 分の 3 の補助でございます。

次に、18 款寄付金のうち総務費寄付金 2 億 5,000 万円の増額につきましては、ふるさと寄付金の増収見込みによるものでございます。その下の衛生費寄付金 500 万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応事業に、また、その下の土木費寄付金 200 万円の増額につきましては、道路等維持事業に充当するものでございます。

次に、19 款繰入金の財政調整基金繰入金 8 億 2,585 万 8,000 円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今回計上いたしましたので、財政調整基金を減額するものでございます。

おめくりいただき、17、18 ページをお願いいたします。20 款繰越金の前年度繰越金 6 億 7,550 万 2,000 円の増額につきましては、前年度決算に伴う剰余金を補正するものでございます。

次に、21 款 5 項 4 目 3 節衛生費雑入のそれぞれの検診の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止することといたしました各種検診の受診料を減額するものでございます。

次の 8 節消防費雑入の消防団公務災害防止活動援助事業助成金 48 万 4,000 円の増額につきましては、歳出で説明のありました消防団員の防火服の購入に伴う 10 分の 10 の助成金でございます。

次の 9 節教育費雑入のスポーツ振興くじ助成金 123 万 2,000 円の減額につきましては、ぶどうの郷ロードレースの中止に伴うものでございます。

次に、22 款 1 項 4 目 1 節農林水産業債の地域活性化事業債 100 万円の減額につきましては、市単農業農村基盤整備事業により有利な起債の活用が可能となったことから、その下にございます緊急自然災害防止対策事業債に振り替えるものでございます。

次の 5 目 2 節観光債の地域活性化事業債 550 万円の増額につきましては、高ボッチ高原のアウトドア環境の整備に伴うものでございます。

次の 6 目 1 節道路橋梁債の公共事業等債 1,910 万円の減額及びその下の公共施設等適正管理推進事業債 3,840 万円の増額につきましては、社会資本整備総合交付金の内示率が思わしくなかったということから、道路施設長寿命化改修事業の中で路線ごとの事業配分を変更したことによるものでございます。

おめくりいただき、19、20 ページをお願いいたします。7 目 1 節消防債の緊急防災・減災事業債（ポンプ車）でございますが、10 万円の増額につきましては、本年度購入を予定しておりますポンプ車について装備品の一部が起債対象として追加されたものです。その下の防火貯水槽 1,610 万円の増額につきましては、歳出で説明のありました消防施設整備費の増額に伴うものでございます。

次の 8 目 3 節社会教育債の過疎対策事業債 110 万円の減額につきましては、奈良井地区内における伝建整備事業の内容変更に伴うものでございます。

次の 9 目 1 節臨時財政対策債の 2,335 万 1,000 円の増額につきましては、普通交付税等の決定などにに基づき補正するものでございます。

お戻りいただきまして、4 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正につきましては、文化会館指定管理について期間及び限度額を定めるものでございます。

おめくりいただき、5、6 ページをお願いいたします。5 ページから 7 ページまでの第 3 表、地方債補正でございますけれども、先ほど御説明申し上げました市債につきまして限度額を変更、また、追加するものでござい

ます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います、あらかじめ申し上げましたとおり、最初歳出のほうの 22 ページについて行いたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、ここで休憩にさせていただきます。午後 1 時から、よろしくをお願いします。

午前 11 時 47 分 休憩

---

午後 12 時 57 分 再開

---

○委員長 定刻前ですが、休憩を解いて再開をさせていただきます。

質疑を行います、先ほど申し上げましたとおり、22 ページについて、質問ありましたらお願いいたします。

○永田公由委員 最初に、市民公募債の関係ですけど、これが見送りということで、発行予定確か 2 億円で新体育館に使うという予定だったと思うのだけれど、その 2 億円の穴はどうしますか。

○財政課長 この 2 億円の調達でございますけれども、もともと合併特例事業債を活用するという中で、その資金の調達として、市中の銀行から借りるものであったり、そういうものも一部 2 億円分市民の皆さんからの公募による調達ということで、調達方法を変えるだけでございますので、起債自体の額は変わってはおりません。

○永田公由委員 シティプロモーション事業の関係で、ふるさと納税に対する補正が 1 億円なのですが、これは最終的には、今年度は大体どのくらい集まりそうと予想していますか。

○地方創生推進課長 一応今回の補正で、3 月末までの 3 億円というのを予想しております。ただ、このコロナ禍において、日本全国において、いろいろ工夫した返礼品をやっているところがあったりします。この前 8 月 31 日までの推移は、昨年並みに来ておりまして、ふるさと納税はどうしても年末、11、12 月が年の切替えになりますので、こここのところが、昨年も 1 か月で億単位にきたりしていますが、そここのところはまだどうなるかというのは読めないのですが、最低でも 3 億円は確保を目指してまいりたいです。以上です。

○永田公由委員 その下の官民連携推進事業の関係ですけど、まず、ダイニングアウト推進事業負担金で 1,500 万円ということで、先ほど説明を受けたのですが、何を目的として何をやろうとしているのか理解できないのだけれど、もう少し具体的にどういうことをして、これによってその地区にどういうメリットなり、そういうものが生まれてくるのかということ、もう少し説明してください。

○地方創生推進課長 大変申し訳ございませんでした。ダイニングアウトというのは、1 泊 2 日の屋外で行うレストラン、食を提供するイベントでございます。これを、奈良井宿の今回のプロジェクトにおいて、杉の森と豊飯豊衣のオープニングに合わせて設置をしたいと考えております。ただ、具体的に開催の時期につきましては、オープニングに合わせてやるべきなのか、それとも 1 か月ほど前にオープニングのイベントとしてこのダイニングアウトというイベントを開催したほうがいいのか、まだ煮詰まっております。

先ほども説明したとおりなのですが、ダイニングアウトは新たに地域の食を通じて、新しい食の提供とか、価値の提供ということで、ここでいろいろ発表になるものがありまして、願わくばここで発表されたものが奈良井宿の今度できる宿に来れば体験できたり味わえるという形に持っていきたいと考えておりますが、こちら民間の

運営会社のブランディングにも関わっておりますので、このところはまだ確定段階ではございません。ただ、ダイニングアウトの1泊2日のみで6,000万円というわけではなく、そこに関わります準備段階として、先ほどの資料の裏の下の段にあります。半年前から現地にプロデューサーやクリエイター、料理人が入り込んで、食材を一から掘り出しを行うという作業がございまして、そのダイニングアウト1泊2日のイベントに向けた半年前から、いろいろ地域の準備を行います。それから、ダイニングアウト当日も、もてなしを行うスタッフは50人から100人を想定しておりますが、基本的にこれは地域の方々、例えばレストランのウェイターやホテルのウェイター等を集めて、その方たちにおもてなしについて、プロの技を伝授していくような形のものと考えているということです。内容については、開催場所によっていろいろ趣向を凝らしておりますので、具体的に今こういうことをやるということを私からは言えませんが、これからそういうところを企画として詰めていくという形でございます。それに合わせまして、プロモーションも日本国中及び全世界に向けて情報発信をしていくという内容でございます。以上です。

○永田公由委員 そうすると、1泊2日でやるということになると、それに参加する人はお金を払うということですね。

○地方創生推進課長 今まで過去の自治体で行った事例ですと、1泊2日で20万円から30万円というもので、20組を2回、40組というものが今までの事例であります。ただ、奈良井の場合はキャパシティの問題などいろいろありますし、どういう趣向でやるかというのは今後企画をしまいたいますが、原則そのような形で行います。ですので、参加者が参加費は負担するという形になります。

○永田公由委員 野外で20万円から30万円ということ。それで、先ほど言ったようにスタッフとして50人から100人、ちょっと幅があるのだけれども、それは地元の皆さんを募集するということですか。

○地方創生推進課長 半年前から、クリエイターや文化人や料理人は、これは多分県外から来るのですが、その人たちが当日のおもてなしをするのに、スタッフをこちら側で募集をする形で、当日の料理を出したりおもてなしをするスタッフは、委員おっしゃるとおり地元の方々で。ただ単にアルバイトとかそういうことではなく、そういう接客業に携わっている人たちを中心に集客をして、当日のおもてなしの仕方とか、そういうところを伝授していくという流れになっております。以上です。

○永田公由委員 そうすると、これはイベント会社が入ってやるということだよな。

○地方創生推進課長 先ほどお配りしましたプロジェクトの関係図の中で、左の下に施設運営の47PLANNINGというところで、(奈良井まちやど)と書いてあるのですが、実はこちら側の施設運営自体をソルトターミナルから受けてやっていく予定ではありますが、この47PLANNINGが、別会社ではあるのですが、一緒に組んで、このイベントを今まで回してきているという実績があります。発注の仕方自体は、直接47PLANNINGでいくかが分からないですが、47PLANNINGが絡んでこのようなものを作って行く。ただ、47PLANNINGは宿の運営と、この宿のブランディング全体も関わってくるような形で、そのブランディングの一環としてこのダイニングアウトを執り行うということです。

○永田公由委員 これ見ると、施工が北信土建という形で、もう既に動き出しているのだけれど、その竣工予定というのは大体出ているわけですか。

○**地方創生推進課長** この額、そこの図でもありますとおり、発注形態が3つに分かれているので、杉の森のほうは来年の5月の終わりから6月の頭、それから豊飯豊衣のほうにつきましては6月の頭ぐらいには完成をしたいと考えております。ただ、オープニングにつきましては運営スタッフの訓練等がありますので、これについてはそれ以降で、1か月後なのか2か月後かというのは、これからシミュレーションをして決めていく予定であります。以上です。

○**委員長** ほかに。

○**小澤彰一委員** 私、地元なのである程度の話は聞いているつもりなのですが、この3枚目の組織図、それから伺いたいと思います。これが分かって初めてダイニングアウトとおっしゃっている部分の質問に移りたいと思うのですが、この一番真ん中にあるソルトターミナルというものは、一体どういう組織なのですか。

○**地方創生推進課長** ソルトターミナルは、今回の2軒の空き家の改修を行う部分でありますし、改修後のこの2つの施設の保有者及び管理者という形になります。以上です。

○**小澤彰一委員** こういうサービス業、宿泊業、レストラン業、こういうものを扱っていく場合には、全体としてのコーディネートする力というのが必要だと思うのですよね。これをこのソルトターミナルが担うということなのでしょうか。

○**地方創生推進課長** 今の委員のイメージから言いますと、そこの部分を担うのは施設運営の47PLANNINGというところが運営になっていくような形になります。

○**小澤彰一委員** お風呂のつくり方からレストランの構造、配置、色合いまで、全て47PLANNINGがそれに関わるということなのですね。

○**地方創生推進課長** 助言をいただいているような形で。最終判断はソルトターミナル、中に森林公社と竹中工務店がいますので、最終判断はそこが行っております。以上です。

○**小澤彰一委員** 経営の主体というのは何かという、お尋ねをしているのですが。

○**地方創生推進課長** 奈良井まちやどは47PLANNINGの子会社で、奈良井のほうに設置をする会社でございます。ですので、経営主体は奈良井まちやどが経営主体となります。ソルトターミナルは、どちらかというハードのものを貸し付けるというイメージになります。以上です。

○**小澤彰一委員** 私は民間企業の経験がないので分かりませんが、ものをつくってものを営業してサービスを提供するときには、どういうものをつくってどういうサービスを提供するのかということをトータルにイメージしないと営業というのはできないのではないかと思います。今の話ですと、ソルトターミナルというつくる会社と、実際に運営をする47PLANNINGとが、かなり乖離しているように見えるのですが、どうなのでしょうか。

○**地方創生推進課長** 物理的には、ほぼ一緒とは言いませんが、連携を密にして行っているところが現状であります。以上です。

○**小澤彰一委員** 実際に運営をしていくときに、マネジメントをする方が責任を取らなくてはいけないと思うのですよね、総支配人のような方が。あるいは、会社の社長だとか。そういう方々というのは、いったい誰がイニシアチブを取るのでしょうか。

○**地方創生推進課長** 宿の運営という面でいけば、奈良井まちやどがイニシアチブを取ってやっていくということになります。以上です。

○**小澤彰一委員** この組織の中で、奈良井まちやどはどこにあるのですか。

○**地方創生推進課長** 47PLANNINGのあとに、奈良井（まちやど）と書いてございますが、47PLANNINGの子会社で、奈良井宿のほうに設置をする会社になります。実質的に運営するのは、こちらの奈良井まちやどという会社、法人が運営いたします。

○**小澤彰一委員** 例えば、施設で不具合が生じたりとか、あるいは設計上増設をしなければならないとか、改築をしなければならないという場合には、この奈良井まちやどという会社が責任をもってやるのでしょうか。

○**地方創生推進課長** 通常の場合のとおり、大規模の修繕になれば当然所有者、これは金額で一定の額以下のものについては借りている側というようなのをやりますが、今のところ、ではそれがどこのラインになっているかということは、私どものほうでは今は把握をしておりません。

○**小澤彰一委員** しつこいようですけれど、奈良井の町の方々、私は贛川というところなので地元とは言えませんが、同じ檜川村の人間として、一体どこが責任を持って、どういう思想、発想、コンセプトでやっていくのかということがなかなか見えにくいのですよね。今の御説明だと、連携をするとか相談をするとか、あるいはタグを組んだとか、いろいろな言い方があるけれど、この関係がよく分からないのですよね。もうちょっと分かりやすく。

○**地方創生推進課長** 精一杯の説明をしているつもりですので、それでという個別のお話になってしまうのですが。当然、私も奈良井区へ行って地元説明会やらせていただいております。いろんな御意見いただいております。正直、このような資料もまだ出していない状態の中で説明会やっておりますので、委員御指摘のお言葉同様に地元の人たちから受けております。

官民連携事業でありますので、全部塩尻市側が握って事業をやっていくと、これは事細かに話をしていかなければならないのは確かだと思うのですが、どうしても民間部分に関わる場所というのが全て把握できていないというのが、我々の仕事不足なのか何なのかいろいろ原因はありますが、把握していないところが正直あったりします。ただ、ここでいろいろブランディングの形ですとか、今言ったとおり、奈良井まちやどを現地に設置して運営主体が表に出てきますので、基本的に情報をしっかり出していけるような形にしたいと思いき、今のこの状態で今言ったとおり、施設のハードは責任を持ってソルトターミナルが行いますし、あと、そこを貸し付けて、宿の運営自体はその施設運営の奈良井まちやどが行っていくという形になります。委員がおっしゃるとおり、もろもろやっていく中でいろいろなリスクヘッジ等項目が出てまいります、その辺のところはまた決まり次第、いろいろ御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**小澤彰一委員** 危険の分担ということからすれば、2億円以上ものお金を間接的とはいえ、塩尻市が支出するのはですね。これは、例えば色一つ取ったって、瓦一つ取ったって、ドアガラス、ドアのノブ一つ取ったって、発言権というのはなければいけないと思うのですよね。官民連携というのだったら、きちんと経営に対しても関わらなくてはならない。逆にいうと、奈良井のほかの方々、地域住民の方々、あるいは奈良井や檜川村以外の方々からすると、なぜ公費をここにここまで投入するのだという話になるのですよ。それを説明できなくてはならな

いですよね。

**○地方創生推進課長** 昨年の3月議会の補正予算のときに御説明をさせていただいたことの繰り返しになりますけれども。本市の総合計画の中のプロジェクト6で、観光の推進ということをやっております。その課題として、次期の命題として、滞在型観光の拡充というものをやっております。今、どうしても通過型観光になってしまいますので、今後はそのところをチャレンジしていきましょうということが書いてありまして、この3年間もいろいろチャレンジをしてみました。塩尻市の観光全体を見たときに、奈良井宿というのは多分中心に来るのは確かでありますので、ここの観光の拠点において、今まだ達成できていない滞在型、そしてお金を使っただけという施設を、行政として一部税金を使って、それによって地域活性ではありませんが、観光客の周遊等につなげるというもので今回取り組んでおります。

それから、竹中工務店との森林グラウンドサイクルにおいては、木の活用という面をやっています、今回まさに木造改築になりますし、我々が責任をもってやるレストラン、お風呂につきましては、木質のボイラー等活用したもので、これこそ木の振興を図っております、まさに森林グラウンドサイクル、森林資源利活用というところになっております。

今回活用する地方創生拠点整備交付金がまさにこういうものによって地域の活性化、それから観光の振興というものに寄与することであるとうたっておりますので、今回税金を投入することに関しては、地元の方々からいろいろ御意見があるのを私は承知しておりますが、市としてはそういうところの責任を全うする意味で入れさせていただいていますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

**○小澤彰一委員** 今、地方創生推進課長がおっしゃたことは、この47PLANNINGなのかソルトターミナルなのか分かりませんが、これは市としての見解と、一番表紙の、地元の人が地元のよさに気づき地元プライドを持つということの発想につながっていくのでしょうか。

**○地方創生推進課長** まさに今回のプロジェクト、空いている2軒の空き家の改修だけでは完結しなくて、今地元の方々とも一緒に話をしているのは、奈良井宿全体が一つの商品という大変失礼なのですが、価値のあるものという捉え方をしています。ここの宿に来られる方はいるのですが、当然高額の宿設定をしております。ここの宿に1泊して満足をするだけではなく、地域の折々のものに触れたり人々の生活に触れるというものがある初めてここに足を運んでいただけるものという認識をしておりますので、そういう意味では奈良井地区全体、もっというと塩尻地区全体が関わる話になってきますけれども、それを一つのきっかけとしてこういうような仕掛けをして、地元の方々にも認識をしてもらおうということで、これを今回企画しております。

**○小澤彰一委員** これをこのまま地方創生推進課長が地元で説明しますと、奈良井は40年前から重伝建でやってきているけれども、マナーは悪いし、出してくるサービスは悪いし、経済力、資本力もない。だから、宿泊する人たちは十分な満足が得られないのだ。だから公的な資金を入れて、文化人などの手も借りながら外部の人の力を借りて奈良井を啓蒙していくのだと、そういう発想で受け取られてしまうのだよね。それはまずいですよ。40年前から中村邸というものが名古屋地方のどこかに渡るといふことにおいて、奈良井の人たちは他地区に先駆けてこの重伝建、奈良井宿というものを保存しようと、意気を感じて今までやってきているわけだから。これ、地元でプライドを持っていないから持てという、上から目線というのは、私はあまり賛成できません。この企

画そのものは大変すばらしいことだと賛成しているのですよ。奈良井の人たちもかなりの数が賛成しているのだと思う。言い方、姿勢として、私はまずいと思う。

○**地方創生推進課長** この資料、大変申し訳ございません。このイベントを企画している47PLANNINGが、一般向けの資料として作っているものを、このまま割愛したものですから、今回これを奈良井の人たちに直接見せる経緯はありません。それから1点、地元に入って個人的に感じていることなのですけれども、今委員おっしゃったとおり、40年前から自分たちでやってきて守ってきたということで、その部分については誇りを持っている。ただ、反面40年間やってきた結果、これは地元の方々の言葉ですが、高齢化が塩尻で一番進んでいる、子供が一番少ない、空き家も非常に多くなってきている現状もある。これをこのまま地域の人たちだけで解決していくには非常に荷が重い。かといって、全てを行政やほかの人たちに任せる気はないので、一緒に手を取って、そういうものも解決して一つずつやっていきたいという御意見を地元の人たちおっしゃっていますので、我々としてはそういうところと一緒にやっていくつもりであります。以上です。

○**小澤彰一委員** 私は、地方創生推進課長がおっしゃったように、地元はこういうものを契機にして、奈良井なり檜川なり、塩尻全体が活性化していくという道を選ぶべきだということでは大賛成です。ただ、やっぱり40年間やってきたという地元の人たちのプライドというのがあるので。杉の森という酒造会社に対してだってそうだし。奈良井の町並み保存ということに関しても、みんなでやってきているわけだから。それを気をつけて説明をしないとまずいと思います。それが1点です。

1枚目に戻りますが、もう1つは、ダイニングアウトというのを私初めて聞いたのですが。ダイニングアウトというイベントを単価が1人当たり20万円ですか。それまで払って、果たして宣伝効果があるかどうか、私は疑問です。これは奈良井の方々と一緒にやって、ちまちましたようなものではいけないだろうけれども、少なくとも納得のいくようなことをやらないとまずいかなど。このダイニングアウトという企画について、もう少し説明していただきたい。

○**地方創生推進課長** 先にお断りしておきますが、今回奈良井でもしこれをやることになったときに、価格設定については今後決定をしていきますので、今までの過去の事例、他の自治体でそのような値段に設定したということでもあります。ただ、今回我々が提供しようとしている宿は高価格帯のものを提供しようとしております。そういうところに来られる方というのは、こちらの会社に言わせると、一定層いると言われておりまして、そこに目がけてしっかり情報発信することがまず1つ。

それから、来ていただいた後に、来たけれども拍子抜けでしたという情報を発信されないようにするには、これは今度地域の人たちと一緒にやっていかなければならないということです。このイベントも、先ほど言いましたとおり、6か月前からいろいろ準備に入りますが、このイベント会社だけでできるものではなく、先ほど言いましたけれど、当日のスタッフ以下、地域の人たちと一緒に地場産品ですとか木曾漆器やワイン、いろいろ盛り込んで企画をしていかなければならないものでありますので、委員おっしゃるとおり、まずは地元に住んでおられる方々がきちんと賛同して、これをぜひ地元でやっていこうという気運を高めること。それから賛同者を広げていくという形をとりたいと思いますので、これにつきましては、奈良井まちやどのほうのスタッフと、現地に入る中でいろいろ話し合いを地元の人たちとしていきたいと思っております。

○小澤彰一委員 しつこうようで申し訳ないですけど、補正予算でこれが通りますと、このプランを認めたことになってしまいます。だから今、非常に私迷っているんですけど、これだけある程度コンプリートされた形で提案されると、これかなりこの大筋でこういう方向で進むという理解でいいのですか。

○地方創生推進課長 ベースにあるものはこのような形になってきます。個々の手段、やり方については、その地域のやり方によって変わってきますし、さっき言ったとおり、地元の方々とどういう手法でどういう食材でということは話し合っていきますので、大枠はこの形で動くということになります。

○横沢英一委員 小澤委員は奈良井のこと、十分御存じなのですが、私は今回、この計画が出てきたときに、杉の森のお酒を製造するというようなことが中に入っているものですから、その関係についてお聞きをしたいと思います。前回、杉の森の計画がない頃のスペースと、今回のスペースを計画したときに、酒蔵を造るスペースというのは余計に広く取るわけですか。

○地方創生推進課長 基本的にレストラン部分のところを若干削って。ただ、同じ食品というか口に入れるものを作りますので、レストラン部分の用途と酒蔵を兼ねるようなイメージになります。当初のレストランの大きさは少し小さくなるようなイメージで、その分酒蔵が入ってくるようなことになります。

○横沢英一委員 酒蔵というと、私のイメージは、どうしても大きなものができるのかなというような感じを受けるわけですが、そういうことではなくて、レストランとうまく調和したような。例えば、チロルの森のビール工場があるのですが、あんなイメージなのですか。

○地方創生推進課長 基本的に、重伝建施設になっていますので、新たなものを増床するというのはよほどの理由がないとできませんので、原則は今あるところの床の中で対応するという形になっております。

○横沢英一委員 その3つの施設、レストラン、温浴施設、酒蔵、そして宿というのは一体になっていて、自由にみんなお客さんは見て回れるということなのですか。

○地方創生推進課長 宿泊する部分だけは自由に出入りするというのは非常に厳しいと思われれます。それから、酒蔵もそうはいつでも、造っている部分というのは誰でもというのはやはり厳しいので、そこを見学できる行程ができるのかというのは、今後詰めていきたいと思っています。それから、レストランと温浴については、24時間フルに誰でもいいよという形になるか、いろいろこれから検討しなければいけないのですが、少なくとも最低でも時間を区切って、地域の方々もしくはほかの宿に泊まっている方々も御利用できるようなことで、今企画をしております。

○横沢英一委員 もう1点だけお願いいたします。先ほど説明の中にあつたかどうか聞いたか聞き漏らしたのですが、この提案をつくられて実現するところまでこぎつけてこられたのは、大体発想はどこら辺から出ているのですか。

○地方創生推進課長 奈良井プロジェクト全体の話ですか。

○横沢英一委員 酒蔵のことです。

○地方創生推進課長 実は酒蔵は、当初杉の森でやろうとあったときに、竹中工務店側から持ちかけをしました。ただ、ここだけの話にしておいていただきたいのですが、杉の森の所有者の方が、プライドを持っておられますので、基本的に最初拒否をされました。杉の森のお酒を新たに造るということは拒否をされていました。そうい

うことがあったから、いろいろ一旦やめてはいたのですが、地元説明会の折にぜひ酒蔵の復活をという声を受けて、再度竹中工務店が中心になって当たったところ、県外ではあるのですが、チャレンジをしてみたいという事業者が見つかりました。現在まだ、最終契約までしていないものですから名前を公表することはできませんが、その方と実際にここの所有者の方が会ったら、今までかたくなに拒否されていたのが、チャレンジしてもいいと所有者の方におっしゃっていただきましたので、今回こういう運びになりました。大体、地元からの声が正式にあったのは8月の説明会であったのですが、若干漏れ伝わって聞こえたのは6月の頃からあったものから、画策としては以前からやっていたのですが、本格的に動き出したのは6月くらいからで、ここに至ったという形です。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 ダイニングアウトについてお聞きします。クリエイターや文化人が、半年前から地域に入って準備を進めるということで、その方たちの活動費とか、宿代とかは全額個人負担なのか公費が充てられるのか、その点についてお聞きします。

○地方創生推進課長 先ほどもこれをもしやるとしたら、今回は6,000万円なのかどうかというのがあるのですが、今までのところでは全て6,000万円というパッケージでやっております。市が出す2,000万円のところについては、基本的には地域に還元できる部分に充てていただくという条件をつけて出しますので、具体的に、この2,000万円をここだというのは項目を見て設定をさせていただきますが、今言ったシェフの報酬に充てるのかどうかということは、ほかのものとの整合性を取ってやりますけれども、それが地域に還元するということになるのであれば、私はありだと思っております。

○山口恵子委員 分かりました。もう1点お聞きします。このプロジェクトの関係図の中で、塩尻市が負担金を出すところが一番塩尻市としての関わりがあるところなのですが、空き家再生プロジェクトがずっと続いていく段階で、市としてはどのように関わりがあるのか。さらに、負担金のほかに予算が発生する場面を想定していらっしゃるのかどうか、その点についてお聞きします。

○地方創生推進課長 ハードの部分に関して言いますと、基本的に今のところはほかのところでは整備をするというのに塩尻市が絡むという想定はありません。ただ、先ほども言いましたが、今回ダイニングアウトを上げさせていただいておりますが、これからプロモーションの観点で、ソフト的な事業のものに関しては、市としてここを観光の滞在型を目指すという観点においては、このほかにもまだ検討をしなければいけないのかというのは、担当レベルでは観光課と含めて今話をしております。ですので、ソフトの面では可能性としてはあります。

○永田公由委員 今回の補正の8,000万円が酒蔵の改修に臨時交付金としてついたというのは、どういう理由でついたわけですか。

○地方創生推進課長 まだ確定でこれがついたというところではなく、これから申請を上げるという状態ではあります。ただ、申請理由が、酒蔵の復活によって新しい観光集客の目玉にするということで、今回のコロナ対策の一環のV字回復の部分に相当するという理由が1つあります。それから、さっきレストランのところに個室を対応するというのは、新生活様式に対応したというもので対応することでやっていますので、一応そういうチェック項目にチェックをつけて申請をする予定であります。

○永田公由委員 今回のその酒蔵改修レストラン、温浴については、森林公社が直接発注していますよね。あとのホテル関係については、ソルトターミナルという会社が発注していますよね。それで、このソルトターミナルが発注する部分については、交付金は入らないわけですか。

○地方創生推進課長 ソルトターミナルに関わる部分は、右側の資金調達のまちづくりファンドというところから、もしくは市中銀行の融資という形になります。以上です。

○永田公由委員 そうすると、その資金調達のまちづくりファンド、これは当初は予定がなくて、我々が聞いていたのは、竹中工務店がほとんど出しますよという話だったのだけれど、そこが変わったということですか。

○地方創生推進課長 多分民間資金調達というくくりの中で一つになっておりました。まちづくりファンドというのは、最終的に決まった形ではあったのですが、何らかのファンドを組ましたいというのは最初からありました。それで、竹中工務店は、ここの出資のところで、お金を1億円以上出しているという形になっていますし、今回まだ額ははっきり言えなくて大変恐縮なのですが、増額をして出しているということで、それを今回竹中工務店もお金を算出しているということになっています。

○永田公由委員 それから、先ほどの説明だと、総事業費7億5,000万円ということで、それにはこの3億1,000万円も入っているということよろしいですか。

○地方創生推進課長 はい。

○永田公由委員 そうなってくると、名前が何になるか分かりませんが、改修工事が終わった施設については、ソルトターミナルと森林公社が権利を有するわけですね。それで、それを奈良井まちやどに貸し付けて、賃料をもらおうと、こういう流れになるわけですか。

○地方創生推進課長 大筋でそうなのですが、1点補足させていただきますと、森林公社が発注した部分は一旦森林公社に戻りますが、それを今度、一旦ソルトターミナルに使用貸借という形で、宿と一体として奈良井まちやどに貸付けを行うということになります。森林公社が責任を持ってやったレストランと酒蔵の改修については、奈良井まちやどの売上げがソルトターミナルに来て、その部分だけソルトターミナルから森林公社に入って、森林公社が所有者の方に家賃をお返しするという形になります。レストランと温浴と酒蔵の部分についての家賃がソルトターミナルに入るのですが、そこを森林公社に分けて、森林公社が直接所有者の方にお支払いをするという形になっております。

○永田公由委員 そうすると、所有者は平野さんになるということですか。整理すると、平野さんから借りて、それを森林公社とソルトターミナルが改修工事をして、それを奈良井まちやどに貸し付けて、その賃料の中から平野さんにもお支払いするけれども、森林公社とソルトターミナルにも多少の取り分があるというように考えていいのですか。全くのゼロですか。

○地方創生推進課長 今私が確認しているところは、その取り分は、ソルトターミナル側は申し訳ありません、把握しておりませんが、森林公社側の取り分は基本的になしと聞いております。

○永田公由委員 そうすると、森林公社は交付金でやるから単費は一銭もないということと、それから、出資をしている以上、ソルトターミナルからは多少なりとも利益が出ればもらえるけれども、レストラン、温浴、酒蔵改修に関しての見返りはないということになるわけですか。

○**地方創生推進課長** 細かい事務手数料みたいなところの取決めが、しっかり私のほうで把握していないのいけないのですが、基本的に森林公社が運営会社からのもうけが入るといふ仕組みにはなっておりません。

○**小澤彰一委員** 地方創生資金として、これは補助金として出すという意味ですか。出資ではなくて。出資というのと、やはり資本を提供するわけだから、当然そこから出てくる利益がないと資本主義の原理に反しますよね。出資という言葉が悪いのだ。

○**企画政策部長** 森林公社が果たす役割を分かりやすく私のほうで説明をいたしますと、レストラン、温浴施設、木質バイオマスのボイラーを活用いたします。その中で、木材の域内循環を具体化していくという取組をしています。その主体を担っていただくのが、私は森林公社であると考えています。材の供給から、チップはどうか分かりませんが。その水平展開、将来的にはしていきたいということから、今回のレストラン、温浴施設の運営も含めて森林公社に関わっている。それが第一位であると。利益を上げるとか、そういったことではありません。森林公社の定款の中に、森林を通じた工業促進に関する事業があって、地域貢献の事業というものがあります。森林公社が大分自走化できるようになってきましたので、今後そういった面に力を入れていきたい。そこに、スナバの事業でも同様であります。国の地方創生交付金を当てて、運営については振興公社、今回は森林公社に関わっていただく。こういった第一の目的でありますので、よろしく願いをいたします。

○**永田公由委員** そうすると、なぜレストラン、温浴、酒蔵の改修だけソルトターミナルではなくて、森林公社が発注するのかという部分はどのようなのですか。

○**企画政策部長** まず、木質バイオマスの乾留であります。パワーと規模が違いますけれども、小規模なボイラーというものの水平展開を考えていきたい。いわゆる民間でも使えるような、その初端としたいということであり、先ほど申しましたが、森林を通じた交流促進に関する地域貢献、奈良井地区の活性化等にも木材を通じて関わっていきたい。それが狙いであります。

○**永田公由委員** うがった見方をすると、私たちから見ると、多分この2つの交付金を民間のソルトターミナルという会社に出して、そこが工事発注するということはできないのではないかと。だから森林公社を使って、交付金の事業だけは発注するのではないかと思うのだけれど、その辺は違いますか。

○**地方創生推進課長** 結論から言うと、そういうことを酌んでいるということになります。地方創生拠点整備交付金が、地方自治体及び公的団体が直接施工するものが対象であるという形になっていきますので、いろいろ策を練る中で今回これを活用するに当たって、こういう手段をとっているということも一つありますが、一番は先ほど部長おっしゃったとおり、森林グラウンドサイクルの実現というところが主になります。以上です。

○**小澤彰一委員** 普及ということは、Fパワープロジェクトのチップなども利用するという意味合いで捉えているのですか。

○**企画政策部長** 材の供給は、Fパワープロジェクトがサプライチェーンセンターですから、半径 50 キロ圏内から集まってくる材。今想定されていますのは、木曽地方から出ている間伐材等でどうしてもFパワーに運び込むには、コストがかかるということがあります。また、CD材。そういったものがこの地点で活用できれば、一番よろしいわけでございますし、規模的にも比較にならないほど小さいわけでありますから、総じていえば、Fパワーに持ち込んでいる材のうち、一部を活用していくということにはなろうかと思えます。

○小澤彰一委員 話が少し離れて申し訳ないですけど、木曾谷のものを輸送コストがかかるのでここで消費するのだという、ここでもって製材チップ化する工場も同時につくらなくてはいけなくなりますよね。それは奈良井地区に建設予定なのですか。

○地方創生推進課長 ここはチップ、ペレット、まきについては、まだ現在検討中でありまして。木質のボイラーを入れるということになっておりますので、そこのところはやります。ただ、今回チップ、ペレット等が必要になった場合に、改めて施設をこの近くにつくるという予定はないものですから、基本的にそこは決定次第どこから供給するかというのはありますが、今部長がおっしゃったとおり、近場からのほうが安く手に入ることは確かでありまして、そういうところも鑑みた状況でボイラーの方の設置は考えていきたいと思っております。

○小澤彰一委員 この程度の1軒の温浴施設を動かすくらいのボイラー材料はそんなに難しくない、奈良井の周辺には火をつけて燃やすほどありますからね。それはいいのだけれど。現在Fパワープロジェクトで、征矢野建材が松の木を使った板材の需要が今かなり落ち込んでしまっているという。松の床材が売れないということは、同時に製材ができないわけだから、製材の廃材も少なくなるわけですよね。そうすると、Fパワープロジェクトそのものの燃料がかなり窮屈になってくると。そうすると、そちらのほうで回さなければいけないけれど、ここがそんな余力があるのかという気もしながら、私は普通のボイラーと違ってチップを可燃性のガス化して燃やしていくというのは非常に画期的なことの一つの目玉になると思っております。ただ、木曾の安いものをやるのではなくて、きちんとしたプラントで、一貫した製造チップのシステムを構築していくべきだと。これはそういうことも入っているのですか。

○地方創生推進課長 竹中工務店側の意図としては、既存のFパワープロジェクトの材等を、言葉は悪いですけど、横取りしてまでこちらのほうをやる気はなくて、Fパワープロジェクトのほうを優先してやっていただけると。ただ、そこから分けていただけるかどうかの御相談は今もしているような状態であります。それから、当初話をしたガス式の話はありましたけれども、いろいろ地元の方々と話をする中で、今回のこのものについてはガス式のもの、もしくは発電については、ここの旧杉の森については、一旦行わないという形になっております。ただ、地域全体で今後展開をかけるときにおいて、そちらのほうを竹中工務店としては模索をしていきたいというところで、今はなっております。

○委員長 よろしいですか。

○永田公由委員 今後、塩尻市が負担しなければいけないとか、森林公社が新たに負担をしなければいけない、それから国からの交付金がまた何らかの形でついてくるというようなことはありますか。

○地方創生推進課長 先ほど山口委員のところでお話させていただきましたが、オープンを今後見据えて、オープンから数年の間はいろいろなソフト的なものやっつけていかなければいけないと考えております。それは、この2件の改修が中心にはなるのですけれど、奈良井地区全体の観光もしくは市の観光に携わるものであれば、次年度からまた地方創生の推進交付金、新しい時期を迎えますので、そちらのほうのものを活用できるのであれば、ソフト面のところを観光課と連携して上げていく可能性はあります。ただこれは、今ちょうど実施計画等やっている最中でありまして、今後予算編成等出てまいりますので、そこは観光課と連携をして考えられるものと思っております。基本的には、今はハード系のもものは今の時点は明確になっているものは1つもございません。

○永田公由委員 今まで、市が単費で負担したのは、このプロジェクトに関しては、どのくらいになりますか。

○地方創生推進課長 今回は8,000万円につきましては、先ほど採択にまだなっていないと言いつつこんなこと言っているわけではないですが、10分の10のものになります。それから、前回入れた2億3,000万円につきましては、2分の1が地方創生拠点整備交付金になります。細かいことを抜かしてすみません、一般財源は2億3,000万円のうち900万円ほどが一般財源になります。

○永田公由委員 すると、負担金、出資の関係で森林公社へ出したりしていないですか。

○地方創生推進課長 出資は、森林公社のほうは独自に出したものであって、これは300万円ですけれども。

○永田公由委員 これは森林公社が独自に出して、市が負担したことはないのですか。

○地方創生推進課長 そういうことはないです。

○委員長 この件で、ほかにございますか。

集中して議論をさせていただいているのをお聞きしても、説明聞いていると分かる部分もある。ただ、基本的によく理解が進まないということは何があるかという、これは私の考え方ですけれど、丁寧さに欠けているのかなと思うのです。丁寧さは、奈良井の観光振興はずっと大きい部分で言っていますけれども、事業が、そもそも竹中工務店だのこういうのが突然出てくる。それが、当然のごとく進めていく、これはもう決めたことだみたいな進め方がある。あるいは、この事業の関係図にしても、何でこんな複雑にしないではいけないのか。もっとシンプルにできるだろうというのがあるのです。それと、説明の内容にしても、地方創生推進課長に文句言うわけではないのだけれど、聞けばぼろぼろ出てくるけれど、聞かなかつたらこれは出なかつたということで。しかもお聞きしたことは、ダイニングアウトの金額、20万円とか30万円といっても、それはよそのことですよ。まず先にそれを言われると、こっちはそんなことをやると思ってしまうのです。ですから、そういうところの説明とか、理解を得るための説明の仕方というのをもう少し丁寧さを持ってやるべきだろうと思う。地元への説明から始まって、多くの市民は正直言って、多分分からない。それが先ほどの中では、説明会も設けていくという発言あったと思いますが、これまでも当然やってきていると思いますし、とりわけ地元を中心にしてそういう説明会をしっかりやっていってほしいと思いますが、それについてのお考えはどうですか。

○地方創生推進課長 昨年の12月、協定前から地元のほうへ、区長を通じて入らせていただいております。オフィシャルにやったものは、これまで3回開催をさせていただきました。1回当たり大体60人くらいの住民の方々が集まって来られました。事業に対しては、個人的に賛成、反対があるのは毎回のことですが、総論的に言いますと、先ほど私申し上げましたが、今のままだと空き家等が目に見えて増えていったり、子供が少なくなっているのが目に見えているので、何とかしていかなくてはいけないなという声は頂いております。それから、オフィシャルに説明会をやっている以外に、30代で5人程の方々の集まりがありまして、明日の夜も私がそちらのほうへ出向いて、いろいろ話を聞いたり、こういった事業説明をしたりという活動はやっております。今後、先ほど言った奈良井まちやどが、この10月以降現地のほうに開設準備ということで人が常駐しますので、今後はそのことも連携をして、地域の方々としっかり話し合い等をしていきたいと思います。

○委員長 いずれにしても、少なくとも地元が一つの方向で考え方が一致できるような取組でないと、結果いい形に進んでいくのかなということに、非常に大きな疑問が生じてしまうわけで。もちろんこの運営していく

上での責任の所在、委員からも出ていますが、これが全くというか、正直言って申し訳ないがよく分からない。どうしてそうになってしまうのか、そうしなくてもいいのではないのかというところがあるので、そういうところも民間とやっていくことですから、それは押したり引いたりする部分も当然出てくるかとは思いますが、これを明確にしていっていただくことが、言葉は悪いですけど、あらぬ疑いを受けるようなことをやっても自分たちの得にはならないことなので、そこら辺はしっかりとやっていっていただきたいなと思います。ぜひ、分かりやすく理解していただくための説明会を今後も継続していっていただきたいということを、要望しておきます。

○副市長 委員の皆さん、腹に落としていただいていないようですから。概要的なお話を申し上げて、御理解をいただきたいと思います。

まず、ソルトターミナルというのは基本的に不動産会社、ディベロッパーです。通常で言えば、土地を開発して建物を造って、それに例えばホテルというテナントを入れて運営をしてもらうという一般的な開発のパターンですから、これは御理解をいただけたと思います。小澤委員おっしゃるように、ディベロッパー会社が全ての運営責任を持つというものではございません。一般的なホテルの開発にしても、店舗の開発にしても、あるいは施設の開発にしても、不動産会社がきちんと入って開発をして、借りる方とコンセプトを合わせて、借りる方の御意見を取り入れながら店づくりをして、渡して運営をしていくのが一般的ですから、これはソルトターミナルと施設運営会社の奈良井まちやどとはそういう関係であります。

次に、塩尻市と森林公社とソルトターミナルの関係が非常に複雑でございまして、実はこれは、地方創生拠点整備交付金と今回の地方創生交付金、いわゆる国の交付金を、公的資金を入れるためには、公的資金を入れるだけの土壌がなくてはならない。この状態で土壌をつくるということになると、塩尻市から森林公社に、森林公社は塩尻市が100%の出捐会社ですから、これはオッケーです。それで、この交付金の使途が市もしくはその市が出資する会社が3分2以上出資をする会社ならオッケーですよという部分があります。したがって、我々としては最初考えたのは、森林公社を通じて、この出資というところに出資金でこのお金を、当初2億3,000万円入れるということを考えました。竹中工務店も出資金を出してもらって、3分の1出してもらえばいい。そうすると、森林公社が3分の2以上の出資を伴う会社になってしまいますよね。これ、ディベロッパーとしては、甚だ動きづらいと言ったらおかしいですが、非常に経営のしづらい会社、いわゆる公的な会社になってしまいますから、責任をどこかで取らなければいけないといったら、最終的には森林公社なり塩尻市が取らなくてはいけません。こういう話になりますから、これはやはりソルトターミナルの出資割合は少なくとも3分の2以上、あるいは大部分は竹中工務店が出資をする会社で、そちらできちんと責任を取ってもらう、これが原則だという絵を描いています。したがって、塩尻市あるいは森林公社は、この3億1,000万円というお金を出資金としてソルトターミナルには出せません。したがって、どのように出すかという、3億1,000万円の交付金を使うためには森林公社が直接工事をやらなければならないということですから、この図のとおり、杉の森のレストランと温泉施設と、今回酒蔵については、森林公社が直接発注をして、改築された不動産を所有する。それをソルトターミナルにお貸しをして、将来的にこういう契約になると。したがって、ソルトターミナルは、自分でつくった宿のところとほいほいは別にして、森林公社から借りている杉の森のレストランと温泉と酒蔵のところは、ソルトターミナル

が借りて自分でコントロールできますと。それを合わせて47PLANNING、いわゆる施設運営主体に貸せますよと、こういう構図ですから、その辺が複雑になってきますけれども、ソルトターミナル自体がディベロッパーで不動産運営会社でそれをお借りして、47PLANNINGが施設を運営していく、こういう基本的な構図に当てはまるということになります。それは、それぞれの契約なり登記で縛っていくことに今竹中工務店の本部が入って調整をさせていただいています。その辺は少し御理解をいただきたい。したがって、小澤委員の御質問にございましたとおり、今回塩尻市が公的資金を森林公社を通じて投入させるための絵は、そういう形で描いていく必要があるのだろうなど。しかも将来にわたって、そのことがなるべく森林公社や塩尻市に、本当は補助金で出したらいいのですけれど、交付金を補助金で出しますということは、交付金の使い道として非常に駄目だと言われているものですから、こういう複雑なことをやらざるを得ない。それはこういう絵の描き方、やり方ということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、委員長御指摘いただきましたとおり、奈良井というのは塩尻市の宝であります。それで、重伝建が始まって50年ですけれども、50年でようやく守って来ていただいたその50年の資産というものを、あと50年守っていくためには、やはり外部の力も若干借りていかななくてはいけない。外部の力をしっかり借りて、さっきの5人の若者の皆さん含めて、今まで奈良井の町を守ってきた方々の力を結集して、これからは奈良井あるいは平沢も含めて、檜川の地区というのを磨き上げていかなければいけないということの手段でございます。

最初に重伝建をやったときに、長泉寺の和尚とお話を何回も私伺っていますけれども、最初はこの人たち何をやっているのだと、こんなばかなことをやる人がどこに誰がいるかということから、4人の当時若かった方々が重伝建ということで始めた。それが50年たって、やっとこのように全国に知れ渡るようになる環境の町になってきた。そして、これから50年、地方創生推進課長が行って説明をしたりお話を伺ってきましたけれど、あのときと同じだよ、あのときと同じ出発だから頑張ってやってねというお声がけをさせていただいたそうです。そういうことで、奈良井の皆さんも非常に期待をさせていただいている。できればこのソルトターミナルに、奈良井の皆さんの出資という形で将来的に加わっていただければ一番いいなと私は思っておりますので、そんなことをつけ加えながら、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。このページでほかの関係、質問ございますか。よろしいですかね。

それでは、次に進みます。24ページ以降から、歳入について。

○横沢英一委員 24ページの、戸別受信機設置費補助金ですが、さっき危機管理課長の説明を聞いていましたが、防災無線の希望者をとったら435件あったというようなこと。そして、私どもは今まで防災無線が聞こえにくいとか、聞こえないようなところについては、それぞれ対応をしてもらったのですが、聞こえるところについては全額負担しろということを聞いているのですが、さっきの説明では、435件もそういうところがあるのか、そこら辺を教えてください。

○危機管理課長 戸別受信機の補助金の制度でございますが、屋外スピーカーで聞こえないエリア、こちらのほうにつける場合につきましては、10分の10の100%の補助という制度がありまして、そちらのほうで対応をするようになっております。今回奈良井地区から上がってきた申請につきましては、屋外スピーカーからも聞こえるのですが、さらにしっかり聞くために、家の中につけたいということでございますので、難聴世帯ということで

はなくて、自分でつけたいと。普通に聞こえるのですが、家の中の受信機もつけたいという希望の申請でございます。そうした場合につきましては、難聴世帯ということではないものですから、補助率は2分の1と半額だけ補助をしますという制度でございます。

○横沢英一委員 そうすると、補助制度が変わったということですか。

○危機管理課長 補助制度は変わっておりませんで、今までもそういった形で補助金制度の活用はしてございます。繰り返しますけれども、屋外スピーカーから聞こえないエリアにお住まいの方は、10分の10の補助金でございます。聞こえる範囲にいる方で、受信機をつけたいという方があれば、半額の補助ということでやっております。

○横沢英一委員 さっきの435件というのは、全然聞こえないということではなくて、半分ぐらい聞こえる人も入っているということなのですね。

○危機管理課長 基本的に、聞こえるエリアに入っている方からの申請ということでございます。今までは、村の時代に全戸に貸与ということで、基本的には檜川地区全戸入っていたものですから、今回それが使えなくなるということで、大分大勢の世帯の方から申込みを頂いたということでございます。

○委員長 よろしいですか。

○山口恵子委員 今の関連でお聞きします。市内に介護施設がかなりあるわけで、介護施設としても屋外スピーカーが聞こえるところ、聞こえないところ、また雨が降っていたりしていると窓を開けていないので、特に介護の仕事をしていたりすると聞こえないという状況がありますけれども、そういった施設への戸別受信機の対応はどのようになっているのかお聞きします。

○危機管理課長 事業所も、同じ補助制度の中で運用を図っておりまして、事業所から申請があった場合も同様に、聞こえるエリアであれば半額の補助でございますし、聞こえないところのエリアであれば全額補助ということで対応しております。

○委員長 ほかにございますか。

○山口恵子委員 同じページ、24ページの、情報プラザ・ネットワーク運営事業についてお聞きします。今までも小中学校の体育館の避難所はWi-Fi機能が、避難所になれば開放されると聞いていたわけでありましてけれども、今回は公民館や分館などに設置をするということで、常時開放されるのか、避難所として開設された場合だけWi-Fi環境が開放されるのか、その点についてお聞きします。

○情報政策課長 今年度整備する国の補助事業を使ったものにつきましては、従来の災害対策のWi-Fiではありませんので、平時の利用というのも想定するという前提で行う形になっております。したがって、公民館の自主活動事業のところでWi-Fiを使っただいて講座を開催していただくとか、これは教育委員会との考え方のすり合わせが必要になりますけれども、場合によっては学生、子供たちがそこに来て勉強するだとか、そういったようなものの活動に、通常は使わせていただく。認証制度が必要ですので、認証しながら使うという形です。災害時は既存のWi-Fiの設備と同様に開放するという。その位置づけで現在申請書を作成中でございます。

○山口恵子委員 総務省でも推進しているので、こういった施設しっかり対応していただきたいと思いますが、

今回は設置費用として載せていますが、今後年間経費や料金とかが必要になってくるのかどうか、その点をお聞きします。

○情報政策課長 現在、工事を発注するところをテレビ松本にお願いしようと思っております。既存のWi-Fi施設と同様の管理をするという位置づけでテレビ松本にお願いしようとしておりますけれども、テレビ松本のほうに維持管理経費が発生しますので、今回は工事の費用なのですけれども、今後、維持管理経費は通常予算に計上していくことになると思います。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですかね。

○小澤彰一委員 16ページのところの、高ボッチ公共サインを整備するという事業ですが、これはなぜ木製にするのですか。木製でないといけないのですか。

○財政課長 こちらの補助金につきましては、県が行います県内産の木材を積極的に活用するというところが大きな目的の一つでございますので、それを利用した場合に補助金が出るという内容でございます。以上です。

○小澤彰一委員 川入地区の権兵衛峠を越えるところに、木製のこういう表示を出したところ、全部熊がやるのですよ。熊何とかとって、熊は木製のものを引っかくという習性があって、全部やられてしまうそうなのです。これは、特殊な塗料を塗るとか、何とか工夫したほうがいいのではないかと。

○財政課長 そういった実情もあるかと思しますので、その辺は十分担当課にもお伝えをしたいと思います。

○小澤彰一委員 18ページ、商工債、地域活性化事業として、高ボッチアウトドアに関して、550万円とありますけれど、これは何を整備するのか。

○財政課長 高ボッチのアウトドアの関係でございますけれど、アフターコロナを見据えて、いろいろな施策提案をしているところですが、高ボッチ高原については、アウトドアの環境を整備するというところで、キャンプエリアだったり、そこで必要な水等の手洗い場、そういったところの整備に要する費用でございます。

○小澤彰一委員 どなたかが車中泊のキャンプ、オートキャンプなどと言いましたけれど、オートキャンプの場合には給水、排水の施設がきちんと整っていないと環境破壊をもたらすと。これ、550万円程度で給水、排水の施設までできるのだろうかという疑問と、一般的なキャンプ場だって、これだけの水が全くないところですから、飲料水をあそこまで上げるのに、これだけの費用でいいのだろうかという疑問がありますけれど、それはいいのですか。

○財政課長 今回のものにつきましては、給水タンク等を設置するものでございます。ですので、手洗い場といっても非常に簡易的なものでございます。キャンプにつきましては、キャンプ層にもいろいろな方がいらっしゃいまして、幅広く一般的な家庭で行っている場合には、水洗トイレから何から全てがそろったキャンプ場を選ぶという方もいらっしゃる中で、特に自然派と言われるようなところでは、そういった水から何まで全て自分で用意をして環境を汚さずに帰っていくというところをメインにキャンプを行う方たちも多くいらっしゃいまして、そういったところをターゲットにしていきたいというところでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかには。歳入も含めて、よろしいですか

それでは、自由討論を行います。ありますか。

○小澤彰一委員 先ほどちょっとしつこく、奈良井の空き家対策のプロジェクトについてお尋ねいたしましたけ

れど、副市長からお話を伺って、大体組織的な構図というのが見えてきました。やはり丁寧に分かりやすくしないと、これはこういうものだと言われても私も分からないし、特に地元の方々というのは分からない。それから、平野酒造の平野さんがかたくなに酒造ということを放棄されていたという経過が、奈良井の方たちは御存じですので、そこに税金が投入されたから復活することになったときに、税金でそういうものが何とかなるのかというイメージを近隣の方々も思ってしまうわけですね。そこら辺のところを丁寧に説明していただきたいと思います。

本当に、コロナだけではなく、奈良井の方々かつかつの中でいろいろな営業をされているものですから、一部の人が税金によって利益をこうむって何だという思いは当然あるかなと思うのですよね。まして、奈良井以外の他地域の方々は、奈良井だけ何でそんなに潤沢な税金の手当をするのかという思いもあるので、これは一般的に分かりやすいことをやっていただきたい。

もう1つ申し上げたいのは、先ほど申し上げましたけれど、上から目線で奈良井の人たちにものを教えてやるだという態度は、やはりやめてもらいたいと私は思います。先ほど副市長の話がありましたが、本当にいろんな方々からいろんなことを言われて、こんな崩れかかった奈良井宿をなぜ保存するのだみたいなどころから出発してつくってきた人たちが誇りを傷つけられない形で、融和的な形でやってもらいたい。あそこでもし1泊20万円のイベントを開いたら、どうだ俺たちはこんなことができるのだぞ、お前らとは格が違うのだぞと、お前たちに教えてやるのだぞという姿勢でやったときに、奈良井の方々は余計溝をつくったり反発を感じる方も出てくるのではないかと心配しております。このプロジェクト全体に、私本当に大賛成の立場から申し上げますけれども、ぜひうまく全体を融和的にやっていただくように御努力いただきたいと思います。意見です。

○委員長 ほかに。

○副委員長 私もお話聞いていて、内容はよく理解しましたけれども、今の小澤委員と同じなのですが、先ほどの御説明の中に、スタッフ50人から100人、地元の方に、それもそういう事業に携わっている方たちに来ていただいて当日のおもてなしを伝授していくという、本当に上から目線の言い方で、その人たちは自分たちが本当にこのコロナ禍でおもてなしを大切に、真剣にやってらっしゃる方たちに、当日のおもてなしを伝授していくなどと言われてしまうと、どういうことですかとなりますので、やはり御説明に注意していただきたいと思います。

○委員長 ほかに。

○永田公由委員 Ma a S自動運転実証実験の事業体制についてですけれど、これほかのことで時間取ってしまっただけで、幾つもの会社が絡んでいますよね。その上に振興公社が事業管理をするということのだけれど、今回の実証事業について、それぞれの企業がどういう立場でどういう役割を果たしていくのかということを、何かの機会に分かりやすい資料で出してもらいたい。そうしないと、一体実証実験って何をどうやって公道を使ってやるのかということと、それから、それが塩尻市にとってどれだけのメリットがあるのかというようなことが、理解もいただいていないし、見えてこない部分もあるので、その辺については機会を設けて、協議会でもいいですし、そういうことをきちんとやらしてもらえれば、私たちが市民の皆さんから聞かれたときに、塩尻はこういうことをやって、こういうメリットがあるのですよという説明ができるような、そういったことを

ひとつお願いしておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにはございますか。よろしいですか。

議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。ないようですので、議案第 20 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算第 6 号中当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 20 号中当委員会に付託される部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

それではここで休憩をさせていただきたいと思います。10 分間休憩をいたします。

午後 2 時 17 分 休憩

---

午後 2 時 24 分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をさせていただきますが、次に進みます。

---

#### 議案第 21 号 令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○委員長 議案第 21 号令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 私からは議案第 21 号になりますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。議案の別冊の 1 ページ第 1 条から御覧ください。では、第 1 条を御覧いただきまして、国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 8,353 万 3,000 円を追加し、予算の総額を 67 億 7,884 万円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8 ページの事項別明細をお願いいたします。4 款県支出金の 1 項 1 目です。保険給付費等交付金は、この後、歳出で説明させていただきます新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置に伴う納付済み保険税の還付金の補正に対し、県を経由した国の財政支援分として、歳出補正額と同額になりますが、400 万円を増額するものです。

7 款 1 項 1 目繰越金です。こちらは前年度繰越金になります。令和元年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額になりますが 7,953 万 3,000 円を増額するものです。

次に歳出を説明いたします。9、10 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目財政調整基金積立金は、歳入の前年度繰越金を財源としまして 7,953 万 3,000 円を財政調整基金に積み立てるものです。令和 2 年度におきましては、財政調整基金から 8,728 万 2,000 円を繰り入れる予定としておりますので、本年度末の残高の見込みですと 3 億 8,200 万円余を見込んでおります。

7 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は、歳入でも説明させていただきました新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免措置に伴う保険税の還付金を増額するものとなります。なお、歳入で説明しましたとおり、増額する還付金の財源は、その全額が県の保険給付費等交付金として交付が予定されております。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 21 号令和 2 年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 21 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第 23 号 令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

○委員長 次に、議案第 23 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を審査します。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第 23 号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明させていただきます。議案の別冊 1 ページ第 1 条から御覧ください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ 21 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 8 億 3,320 万 3,000 円とするものです。

歳入から説明させていただきますので、7、8 ページを御覧ください。4 款 1 項 1 目繰越金です。令和元年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額 82 万 5,000 円を減額するものとなります。

その下、5 款 2 項 1 目保険料還付金は、歳出でこの後説明します保険料還付金の増額分 61 万 2,000 円を長野県後期高齢者医療広域連合が負担するため、歳入においても増額補正するものとなります。

歳出を説明いたしますので、9、10 ページお願いいたします。2 款 1 項 1 目広域連合納付金です。保険料等徴収納付金を歳入の繰越金に合わせて 82 万 5,000 円を減額するものです。これは、出納整理期間中に徴収した前年度分の保険料等を新年度に繰り越し、新年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する特別な会計処理を行うことによるものとなります。

その下、3 款 1 項 1 目保険料還付金。こちらにつきましては、令和元年度出納閉鎖時の保険料の還付の未済額、未済分を本人に還付するため 61 万 2,000 円を増額するものとなります。説明は以上です。よろしくお願いたします。

○委員長 質疑を行います。質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 自由討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第 23 号令和 2 年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 23 号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

行政側から発言があればお願いいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会所管の各部課等におきましては、重要案件を抱えておりますので、閉会中につきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、よろしくお願いいたします。

○**委員長** ただいま、継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのように議長に申し出をしたいと思います。

理事者側から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 2 日間にわたりまして、提案を申し上げました議案につきまして御審査をいただき、原案どおりお認めいただきました。大変ありがとうございました。審査の中で頂いた御意見、御要望に関しましては、今後行政の中でしっかり生かしてまいりたいと思っております。特に、この新型コロナウイルス感染症の関係で、大変世の中流動をしておりますし、また経済も地域経済も落ち込んでいるというような状況でございます。ただ、私どもとしては、こういうピンチのときには、少しチャンスもあるだろうと思っております。委員の皆さんの御示唆、御鞭撻をいただきながらしっかり進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○**委員長** 以上をもちまして、9 月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 34 分 閉会

令和元年 9 月 16 日（水）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印